

2018 年版 過去問完全マスター

5 経営法務

電子版

(ランクCの問題と解説)

外国会社の営業活動	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 25 年度 第 17 問

外国会社が日本において取引を継続して行うこと（営業活動）を計画している。この場合、会社法上留意すべき事項に関する記述として最も適切なものはどれか。

- ア 外国会社が日本において営業活動を行う場合には、外国会社の登記が必要である。この場合には、日本における営業所を設置しその住所を登記しなければならない。
- イ 外国会社が日本において営業活動を行う場合には、外国会社の登記が必要である。この場合には、日本に住所を有する代表者を最低 1 名定め登記しなければならない。
- ウ 外国会社が日本において営業活動を行う場合には、外国会社の登記が必要である。これは、これから行う営業活動の準備として、もっぱら市場調査や情報収集を行うだけの場合でも同様である。
- エ 外国会社が日本において営業活動を行う場合には、当該国の法律に従うため、日本の会社法は適用されない。

■解説

外国会社が日本で営業活動を行う場合に関する理解を問う問題である。

ア：不適切である。日本で取引を継続して行う外国会社は、日本における代表者を定めた日から3週間以内に、営業所を設けた場合には当該営業所の所在地を管轄する登記所に、営業所を設けない場合には当該代表者の住所地を管轄する登記所に、それぞれ外国会社の登記申請をしなければならない（会社法第933条第1項）。営業所の設置は必須ではない。

イ：適切である。外国会社の登記申請の必要性については選択肢アの解説のとおり。また、外国会社の日本における代表者のうち少なくとも1人は、日本に住所を有していなければならない（会社法第817条）。

ウ：不適切である。選択肢アの解説で述べたように、日本で取引を継続して行う外国会社は、外国会社の登記申請をしなければならない（会社法第933条第1項）。ここにいう「取引を継続して行う」は、一定の計画に従って集团的企業取引活動を行うことを意味し、もっぱら市場調査や情報収集を行うだけの場合は含まないと解されている。

エ：不適切である。外国会社の代表者の権限に関する規定（会社法第817条第2項、第3項）、職務を行うにつき代表者が他人に損害を加えた場合の損害賠償責任（会社法第817条第4項）、貸借対照表に相当するものの日本における公告（会社法第819条第1項）のように、日本の会社法が適用される場合がある。

よって、イが正解である。

株式割当	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 22 年度 第 1 問

甲は、株式会社を設立することとし、設立時発行株式は、発行価額 5 万円で 1,000 株を予定している。甲は、発起人として 600 株を引き受ける予定であるが、残り 400 株については募集設立の方式を使って募集することとし、申込期間を 7 月 1 日から 7 月 30 日までとして募集したところ、A～D の 4 名から、以下のとおり、申込みがあった。

	申込日時	引受希望株式数
A	7 月 5 日 午前 9 時	200 株
B	7 月 21 日 午前 10 時	300 株
C	7 月 21 日 午後 3 時	400 株
D	7 月 28 日 午前 11 時	100 株

甲は、引受人及びその引受株式数を決定することとしているが、募集に際し、決定方法は特に定めなかった。甲としては、申込者の 4 名の中では、今後の取引関係等を考慮すると、B と D に引き受けてもらうのが最も望ましく、他の方法は、法律上やむを得ない場合に実施したいと考えている。かかる前提で、会社法の制約の範囲内で、甲の希望を最大限に実現する割り当て方法として最も適切なものはどれか。

ア A：0 株 B：300 株 C：0 株 D：100 株

イ A：80 株 B：120 株 C：160 株 D：40 株

ウ A：200 株 B：86 株 C：114 株 D：0 株

エ A：200 株 B：200 株 C：0 株 D：0 株

■解説

募集設立における株式割当に関する問題である。

原則として、募集設立に際しては、「割当自由の原則」が妥当する。すなわち、株式の引き受けを希望する者に対して、発起人が株式を引き受けさせるかどうか、何株引き受けさせるかは、発起人の任意である（会社法第60条第1項）。

本問では、株式の申込日時など細かい条件が与えられているが、この「割当自由の原則」さえ押さえておけばよい。

ア：適切である。本問において、発起人甲はBとDに400株を引き受けてもらうのが最も望ましいと考えており、上記説明のように、BとDに優先的に割り当てるかどうかは、発起人甲の任意だからである。

イ：不適切である。引受希望株式数に応じて、400株をA～Dに按分して割り当てる方法であるが、会社法上、その必要はない。

ウ：不適切である。申込日を基準とし、一番早く申し込んだAにまず引受希望株式数200株を与え、残りの200株を日付で同順位のBとCに引受希望株式数に応じて按分する方法であるが、会社法上、その必要はない。

エ：不適切である。先着順（申込日時の順）に、募集株式数の400株になるまで、引受希望株式数を与えていく方法であるが、会社法上、その必要はない。

よって、アが正解である。

特定非営利活動法人	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成21年度 第16問（設問3）

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

有限責任制の人的会社制度として、会社法に合同会社制度が創設された。また、有限責任事業組合契約に関する法律により、新たな事業体としての有限責任事業組合の設立が可能となった。

このほか人的資産の活用としては、民間の行う社会貢献活動の健全な発展を促進する目的で特定非営利活動促進法が施行され、特定非営利活動法人を設立することが可能となっている。

（設問3）

特定非営利活動法人の説明として、最も不適切なものはどれか。

- ア 特定非営利活動法人の役員として、理事3名以上および監事1名以上を置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は役員総数の3分の1以下でなければならない。
- イ 特定非営利活動法人は、特定非営利活動を目的としなければならないが、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、その他の事業を行うことができる。
- ウ 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等ならびに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。
- エ 特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員7名以上の名簿、設立趣旨書などの必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

解答	エ
----	---

■解説

特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人（NPO 法人）に関する問題である。

ア：適切である。特定非営利活動法人では、役員として理事 3 人以上および監事 1 名以上を置くことが必要とされ（特定非営利活動促進法第 15 条）、役員のうち報酬を受ける者の数は役員総数の 3 分の 1 以下とされている（同法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）。

イ：適切である。特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」という）を行うことができる。なお、「その他の事業」により生じた収益は、当該特定非営利活動のために使用しなければならないとされる（同法第 5 条第 1 項）。

ウ：適切である。特定非営利活動法人においては、その公益性に起因して、事業活動に関する情報開示が義務づけられている。毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書等ならびに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう、主たる事務所に備え置かなければならない（特定非営利活動促進法第 28 条）。なお、これらの書類は、所轄庁（都道府県または指定都市）への提出も義務づけられる（同法第 29 条）。

エ：不適切である。特定非営利活動法人の設立の流れはおおむね本肢のとおりであるが、社員の最低員数は 7 名ではなく、「10 名」である（特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 3 号）。

よって、エが正解である。

濫用的会社分割	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成24年度 第3問

いわゆる濫用的会社分割に関する以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、顧客であるX株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。X株式会社がA設備株式会社に対して売掛金を請求する場合の法的根拠として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。なお、以下の会話中、A社とはA株式会社のことをいう。

甲 氏：「取引先のA社から、支払いがなくなったんですよ。それであわてて、A社の本社に行ってみたら、A社という会社の看板はなくなっていて、代わりに、A社と全く同じ設備、同じ人で、名前だけがA設備株式会社という名前になって、同じ営業をしていたんです。それでどういうことだと思って話を聞いてみたら、会社分割という方法を使って、今度からはA設備株式会社がここで営業をする、と言うんですよ。」

それなので、うちの売掛金も払ってもらえるもんだと思って話をしてみたら、A設備株式会社は、A社とは別の会社だから支払えない、A社は閉めてしまった、と言うんです。」

あなた：「それはやられましたね。濫用的会社分割などと言われているものだと思います。」

甲 氏：「濫用的会社分割…。それはどういったものですか。」

あなた：「資産を別会社に移して、従来の負債はそのまま元の会社に残しておいて、実質的に債務を免れるものです。」

甲 氏：「どうしてそんなことができるんですか。債権者に連絡したりしないといけないんじゃないですか。」

あなた：「元の会社が負債の全部の支払を引き受けるときには、元の会社の債権者への連絡はいらないんですよ。今回の場合も、A社が全部の債務を負うということにしていれば、何の連絡もなく、会社分割ができてしまうんですよ。」

甲 氏：「そうすると、彼らの言うとおりで、もうA設備株式会社には請求ができないということですか。」

あなた：「いえ，必ずしもそうではありません。何か方法があるはずです。知り合いの弁護士を紹介しますから相談してみてください。」

〔解答群〕

ア 債権者代位

イ 詐害行為取消権

ウ 併存的債務引受

エ 連帯保証

解答	イ
----	---

■解説

会社法は、会社分割によって債権者が不利益を被る可能性があることに配慮し、債権者が会社分割に異議を述べる機会を保障する債権者保護手続を定め（会社法第789条第1項第2号、第810条第1項第2号）、異議を述べた債権者は弁済や担保提供を受けることができるとする（会社法第789条第5項本文、第810条第5項本文）。

ただし、当該債権者保護手続により異議を述べることができる債権者は、会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できなくなる債権者に限られる（会社法第789条第1項第2号、第810条第1項第2号）。

そのため、債権者が分割後も分割会社に債務の履行を請求できる場合には、債権者保護手続の対象にはならない。本問の場合、「あなた」の第3発言にあるように、分割会社（A社）が全部の債務を負うことにしていれば、X株式会社は分割後もA社に売掛金債務の履行を請求できるため、債権者保護手続の対象にはならない。

上記の区別の根拠は、分割会社に会社債務が残される会社分割においては、分割会社には対価として新設（または承継）会社の株式が割り当てられることから、分割会社の債権者が債権の引当てとする分割会社の純資産は不変であるという点にある。しかし、実質的には、会社分割によって分割会社の財産的価値が毀損され、分割会社の債権者が弁済を受けられなくなることがある。これが本問にいう「濫用的会社分割」である。

こうした濫用的会社分割に対しては、次のような対応策が考えられる。

- (1) 会社財産の毀損を理由として、取締役に損害賠償責任を追及する（会社法第429条第1項）。
- (2) 新設（または承継）会社が商号を続用する場合、譲渡会社の債務の履行を新設（または承継）会社に請求する（会社法第22条第1項類推適用）。
- (3) 分割会社と新設（または承継）会社を同一とみなし、分割会社の債務の履行を新設（または承継）会社に請求する（法人格否認の法理）。
- (4) 詐害行為取消権を行使し、濫用的会社分割の効果を取り消して、分割会社に債務返済原資たる財産を復帰させる（民法第424条第1項）。このような濫用的会社分割が問題になった事例で、最高裁判所判決（平成24年10月12

日)は詐害行為取消権の適用を認めた。

平成 26 年改正会社法は、この最高裁判決を受けて、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合、残存債権者は会社分割を知った時から 2 年間、承継会社等に対して承継した財産の価額を限度として当該債務の履行を請求することができるとした（会社法第 759 条第 4 項、同条第 6 項）。

ア：不適切である。債権者代位権とは、債権者が債務者の持っている権利を債務者自身に代わって行使する権利である（民法第 423 条）。本問においては、A 社が何らかの債権等を持っており、それを行使していないという事情はうかがえない。

イ：適切である。詐害行為取消権については、上記(4)の解説を参照。

ウ：不適切である。併存的債務引受とは、債務引受（第三者が債務者に代わって債務を引き受けること）のうち、債務引受人が元の債務者とともに債務を負う関係（連帯債務）となる契約である。債権者から見て、債務の履行をより確実にする手段として有効であるが、債務引受人となるべき新設（または承継）会社と交渉のうえ、契約を結ばなければならない。本問の場合、X 株式会社と A 設備株式会社の間に、そのような契約があったという事情はうかがえない。

エ：不適切である。選択肢ウと同様、X 株式会社が A 設備株式会社と連帯保証契約を結んでいれば、それに基づいて A 設備株式会社に債務の履行を請求することができるが、本問の場合、そのような事情はうかがえない。

よって、イが正解である。

特例有限会社	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 22 年度 第 5 問

中小企業診断士であるあなたは、依頼者である X 有限会社（特例有限会社）の代表取締役である甲に対して、以下のアドバイスを行おうと考えている。このアドバイス案のうちで最も適切なものはどれか。

なお、X 有限会社は、資本金 300 万円、株主は甲、甲の弟 2 名、甲の子の計 4 名、役員は、代表取締役の甲のほか、甲の弟 2 名がそれぞれ取締役、甲の子が監査役に就任している。

- ア 御社の場合、取締役会を設置することはいつでもできますが、設置するメリットはないと思います。
- イ 増資を行う場合、誰に割り当てるかは代表取締役のあなたが自由に定めることができますから、あなたに割り当てることにすれば、あなたの持株数を簡単に増やせます。
- ウ 特例有限会社から株式会社に組織を変更し、X 株式会社という商号を使用するには、定款変更の手続きをとって、商号を変更して、それを登記すれば足りません。
- エ 特例有限会社の取締役の任期は 10 年までに制限されていますから、任期が満了するときにはまた取締役を選び、登記をしないとイケません。

■解説

特例有限会社に関する問題である。

特例有限会社とは、会社法が施行される前は有限会社であったが、会社法施行（2006年5月1日）による有限会社法の廃止以後は、株式会社として存続する会社である。

特例有限会社は、通常の株式会社を規律する会社法に加え、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」という。）の適用を受けることにより、従前の有限会社に認められていた制度や既得権が保障される。

具体的には、商号に「株式会社」ではなく「有限会社」の文字を用いなければならない、役員任期に関する法定の制限がない、決算の公告義務がない等の点が、通常の株式会社とは異なる。

ア：不適切である。特例有限会社は、取締役会を設置することができない（整備法第17条）。従前の有限会社において、取締役および監査役以外の機関の設置が認められていなかったのと同様の取り扱いとなる。

イ：不適切である。特例有限会社は、株式譲渡制限会社となる（整備法第9条第1項）。株式譲渡制限会社においては、増資には株主総会の特別決議が必要であり、しかも特例有限会社では決議要件がより厳格になっている（整備法第14条第3項）。したがって、代表取締役の自由な裁量に委ねられているわけではない。

ウ：適切である。特例有限会社が、株式会社に組織を変更して移行するためには、定款を変更し、商号を株式会社という文字を用いた商号に変更し、当該有限会社についての解散の登記と、商号変更後の株式会社について設立の登記を行う（整備法第45条、第46条）。

エ：不適切である。会社法の原則では、取締役の任期は2年（株式譲渡制限会社では定款で10年まで伸長可能）である（会社法第332条）。しかし、特例有限会社では、この規定は適用除外とされており、取締役の任期には制限がない（整備法第18条）。

よって、ウが正解である。

法的倒産手続全般	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

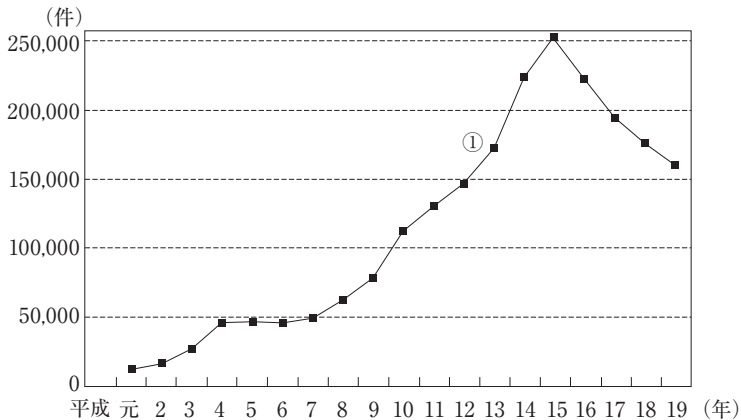
■平成 21 年度 第 4 問

法的倒産手続には、破産、民事再生、会社更生などの手続があるが、設問 1～3 のグラフ A～C は、平成元年（1989 年）から平成 19 年（2007 年）までの全国の裁判所における法的倒産手続（①～⑥）の新受件数（新たに事件として受け付けられた件数）を示したグラフである。これを前提として下記の設問に答えよ。

（設問 1）

次のグラフ A で示されている法的倒産手続①として最も適切なものを下記の解答群から選べ。

グラフ A



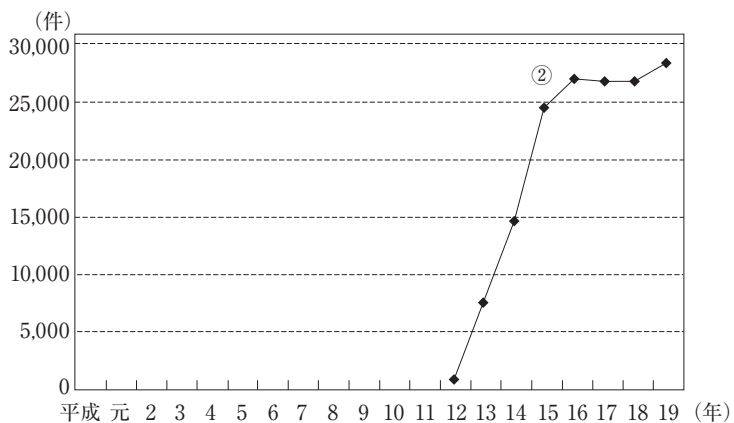
〔解答群〕

ア 会社更生 イ 特別清算 ウ 破 産 エ 民事再生

(設問 2)

次のグラフ B で示されている法的倒産手続②として最も適切なものを下記の解答群から選べ。

グラフ B

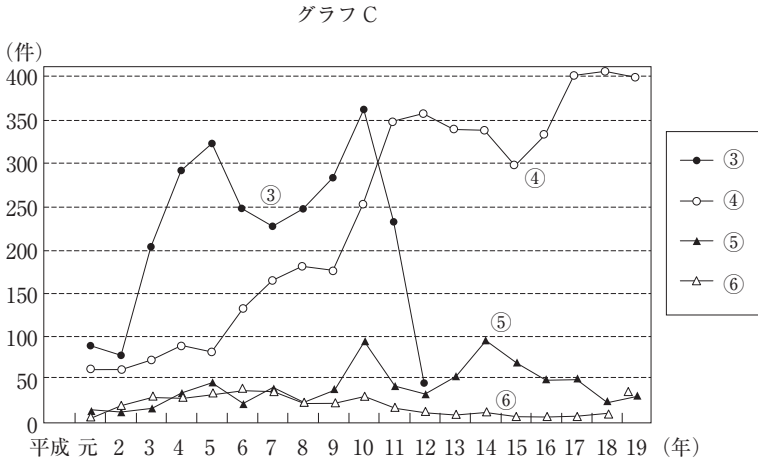


〔解答群〕

ア 会社更生 イ 特別清算 ウ 破 産 エ 民事再生

(設問3)

次のグラフCで示されている法的倒産手続③～⑥の説明として、最も不適切なものを下記の解答群から選べ。



〔解答群〕

- ア ③の手続は、平成13年以降には全く利用されていないが、これは手続の根拠となる法律が廃止され、この手続自体が利用できなくなったからである。
- イ ④の手続は、裁判所に対する申立てが必要なく、迅速に処理が可能となるうえ、税務上のメリットがあることから、赤字子会社を迅速に整理したいときに用いられている。
- ウ ⑤の手続は、他の法的倒産手続に比べ、大型倒産事件と呼ばれる事件のときに用いられることが多いとされている。
- エ ⑥の手続は、平成19年には全く利用されていないが、これは、平成18年に商法が改正され、会社法が施行された際に、この手続が廃止されたからである。

■解説

倒産に関する出題ではあるが、法律の内容というよりは、歴史的な経緯や社会的な動向に関する問題である。

ポイントは、(1)件数自体、(2)件数の推移、(3)当該手続の施行開始年度もしくは廃止年度である。

(設問 1)

解答	ウ
----	---

(解説)

ア：不適切である。会社更生手続の新受件数は、年間 10～20 件程度である。

イ：不適切である。特別清算手続の新受件数は、年間 130 件程度である。

ウ：適切である。平成 10 年には破産手続の新受件数は年間約 11 万 1 千件であった。その後、消費者金融やクレジット関連の破産が増えたために増加し、平成 15 年に 25 万件を突破した。それ以降は次第に減少している。

エ：不適切である。民事再生手続は平成 12 年に導入されたものである。民事再生手続の新受件数は、平成 16～19 年には年間 2 万 7 千～2 万 8 千件程度であった。それ以降は次第に減少している。

よって、ウが正解である。

(設問 2)

解答	エ
----	---

(解説)

ア～ウ：いずれも不適切である。(設問 1) の解説を参照。

エ：適切である。民事再生手続が平成 12 年に導入されたことは(設問 1) の解

説のとおりである。このグラフは平成11年以前がないことから、件数を度外視しても、正答に達することができる。ちなみに、グラフ上の件数は、通常の民事再生手続、個人再生手続および給与所得者再生手続の合計であり、法人の民事再生手続の新受件数は、年間600～1,100件程度である。

よって、エが正解である。

(設問3)

解答	イ
----	---

(解説)

ア：適切である。③は、和議法による和議申立てである。平成12年の民事再生法施行と同時に廃止となったので、以後新受件数はあげられていない。

イ：不適切である。④は、会社法による特別清算手続である。この手続きは、裁判所への申立てが必要であるため、本肢の前半の記述は誤りである。以降の記述（迅速に処理が可能で、税務上のメリットがあり、赤字子会社を迅速に整理したいときに用いられることが多い点）は正しい。

ウ：適切である。⑤は、会社更生法による会社更生手続である。株式会社にのみ適用があり、大型倒産事件に用いられることが多い。

エ：適切である。⑥は、会社法施行前の商法による会社整理の手続である。会社整理手続は、裁判所の援助のもと、経済的危機に瀕した株式会社の債務を整理し、再建を図るものであったが、債権者全員の同意が必要なため使い勝手が悪く、ほとんど利用されていなかった。このため、平成18年の会社法施行の際に廃止された。

よって、イが正解である。

法的倒産手続の比較	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 28 年度 第 5 問

下表は、各法的倒産手続についてまとめたものである。空欄 A～D に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

	担保権の原則的な取扱い	否認権行使の可否	相殺権の行使期限
A	倒産手続によらないで行使できる。	できる。	債権届出期間内
B	倒産手続によらないで行使できない。	できる。	債権届出期間内
C	倒産手続によらないで行使できる。	できる。	債権届出期間後でも可能
D	倒産手続によらないで行使できる。	できない。	債権届出期間後でも可能

〔解答群〕

ア A：会社更生手続 B：民事再生手続 C：破産手続 D：特別清算手続

イ A：破産手続 B：会社更生手続 C：民事再生手続 D：特別清算手続

ウ A：破産手続 B：民事再生手続 C：特別清算手続 D：会社更生手続

エ A：民事再生手続 B：会社更生手続 C：破産手続 D：特別清算手続

解答	エ
----	---

■解説

3つの観点を示して法的倒産処理手続を比較させ、あてはまる手続を答えさせる問題である。

(担保権の原則的な取扱い)

破産手続と民事再生手続では、倒産処理手続によらずに担保権を実行することができる。これを「別除権」という。一方、会社更生手続では、担保権は「更生担保権」とされ、更生手続外での担保権実行は禁止または中止される（会社更生法第50条第1項）。また、特別清算手続では、先取特権等の一般の優先権がある債権に基づく強制執行が認められる。

(否認権行使の可否)

否認権とは、手続開始前になされた債務者の行為またはこれと同視できる第三者の行為の効力を否定し、債権者のために財産の回復を図る、管財人等の権能のことである。

否認権は、破産手続、会社更生手続、民事再生手続では認められており、特別清算手続では認められていない。

(相殺権の行使期限)

相殺権とは、破産者等に対して債務を負担していた債権者が、自身の債権と債務を相殺できる権利のことである。債権者から見て、「自分の債務は弁済しなければならないのに、債権のほうは弁済を受けられない」となると、公平の観点から問題があることから、認められている。ただし、これを無制限に認めると債権者平等に反するため、一定の制限がある。破産手続と特別清算手続では、債権届出期間後でも、相殺権を行使することができる。民事再生手続と会社更生手続では、債権届出期間内のみ可能とされている。

よって、A：民事再生手続、B：会社更生手続、C：破産手続、D：特別清算手続がそれぞれあてはまり、エが正解である。

知的財産権に対する 侵害への対応	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 22 年度 第 11 問

日本における知的財産に関する権利を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止めるよう申し立てることが認められているが、必ずしも税関に対する輸入差止請求の対象とならない貨物として最も適切なものはどれか。

- ア 意匠登録されている意匠に係る物品を権利者に無断でアルゼンチンにおいて製造し、日本国向けに輸出された物品
- イ 特許発明に係る物品を権利者に無断でインドネシアにおいて製造し、日本国向けに輸出された物品
- ウ 日本国内での商標権者が、タイにおいても同一内容について商標登録を有している場合に、権利者からタイでの製造・販売について許諾を受けた者が製造し、権利者に無断で日本国向けに輸出した商品
- エ 日本国内で発売された音楽 CD（コンパクトディスク）と同一内容の音楽 CD を権利者に無断で米国において製造し、日本国向けに輸出された音楽 CD

解答	ウ
----	---

■解説

知的財産権に対する侵害に関し、海外からの輸入差し止めという角度から問う問題である。

知的財産権全般にわたって、権限のない者が無断で実施すると権利侵害となるが、この実施には輸入を含む。関税法は、こうした侵害物品の輸入を阻止するため、外国からの輸入品が日本における知的財産権を侵害する場合、輸入差し止請求の対象としている（関税法第69条の11第1項第9号・第10号）。

- ア：不適切である。意匠登録されている意匠に係る物品を権利者に無断で外国において製造した場合は、その物品は意匠権侵害物品（模造品）にあたり、それを輸入する行為は意匠権の侵害となる（意匠法第2条第3項、第37条以下）。したがって、輸入差し止請求の対象となる。
- イ：不適切である。特許発明に係る物品を権利者に無断で外国で製造した場合、その物品は模造品であり、その輸入は特許権の侵害となる（特許法第2条第3項第1号、第100条以下）。したがって、輸入差し止請求の対象となる。
- ウ：適切である。タイでの製造・販売に関して権利者から許諾を得た者による製造品は、商標権侵害商品ではなく、真正品である。しかし、日本向けに輸出する点に関しては承諾を得ていない。このような正規以外のルートによる輸入を並行輸入といい、以前は商標権侵害とされていたが、その後、判例は、一定の要件を満たす場合、商標権侵害の実質的違法性を欠き、商標権侵害にならないという判断を示した。現在では、税関の実務上、真正品の並行輸入は商標権の侵害にあたらないとされる。本肢においても、必ずしも税関に対する輸入差し止請求の対象とはならない。
- エ：不適切である。日本国内で発売されたCDの製作者（著作権法上の「レコード製作者」にあたる）に無断で、米国において当該CDが製造されており、CDの製作者の複製権（著作隣接権）の侵害がある（著作権法第96条）。関税法では、著作隣接権の侵害の場合にも、差し止請求を認めている（関税法第69条の13）したがって、輸入差し止請求の対象となる。

よって、ウが正解である。

知的財産権の 分割移転	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 29 年度 第 6 問（設問 1）

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「ある会社が有している知的財産権、具体的には、特許権、特許を受ける権利、商標権、著作権の譲渡を受けたいと考えているのですが、分割移転は可能でしょうか。」

あなた：「分割移転について、まず、特許権を請求項ごとに分割して移転することは 。次に、商標権を指定商品又は指定役務ごとに分割して移転することは 。」

甲 氏：「知的財産権を移転するためには、登録が必要だと聞いたことがあるのですが、その手続はどうすればいいのでしょうか。」

あなた：「特許権、特許を受ける権利、商標権の移転登録は特許庁が、著作権の移転登録は文化庁が扱っています。もっとも、それらの中には、移転登録が効力発生要件となっているものと、対抗要件となっているものがありますので、注意が必要です。具体的には、 については効力発生要件となっています。」

（設問 1）

会話の中の空欄 A と B に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

ア A：できます B：できます

イ A：できます B：できません

ウ A：できません B：できます

エ A：できません B：できません

解答	ウ
----	---

■解説

特許権と商標権について、権利を分割して移転することの可否が問われている。

・空欄 A について

特許権は、権利のある割合を譲渡することはできる。その場合、特許権は共有になる。しかし、請求項のうちの1つだけや、特定の実施態様だけという具合に分割して移転することはできない。

よって、「できません」が入る。

・空欄 B について

商標権は、指定商品または指定役務ごとに分割することができ（商標法 24 条 1 項）、指定商品または指定役務ごとに分割して移転することもできる（商標法 24 条の2 第1項）。

よって、「できます」が入る。

なお、他の権利についてまとめておくと、実用新案権と意匠権は、上述の特許権と同様である。著作権は、複製権だけ、公衆送信権だけという具合に、権利の一部だけを譲渡することができる（著作権法 61 条 1 項）。

よって、ウが正解である。

知的財産権移転の 効力発生要件	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 29 年度 第 6 問（設問 2）

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「ある会社が有している知的財産権、具体的には、特許権、特許を受ける権利、商標権、著作権の譲渡を受けたいと考えているのですが、分割移転は可能でしょうか。」

あなた：「分割移転について、まず、特許権を請求項ごとに分割して移転することは 。次に、商標権を指定商品又は指定役務ごとに分割して移転することは 。」

甲 氏：「知的財産権を移転するためには、登録が必要だと聞いたことがあるのですが、その手続はどうすればいいのでしょうか。」

あなた：「特許権、特許を受ける権利、商標権の移転登録は特許庁が、著作権の移転登録は文化庁が扱っています。もっとも、それらの中には、移転登録が効力発生要件となっているものと、対抗要件となっているものがありますので、注意が必要です。具体的には、 については効力発生要件となっています。」

（設問 2）

会話の中の空欄 C に入る語句として、最も適切なものはどれか。

- ア 特許権及び商標権
- イ 特許権、特許出願後の特許を受ける権利及び商標権
- ウ 特許権、特許出願前の特許を受ける権利及び商標権
- エ 特許権、特許出願前の特許を受ける権利、特許出願後の特許を受ける権利及び商標権

解答	ア
----	---

■解説

知的財産権について、移転登録が効力発生要件となっているものを問われている。

・特許権

相続その他の一般承継の場合を除いて、特許原簿への登録が効力発生要件とされる（特許法 98 条 1 項 1 号）。

・特許出願前における特許を受ける権利

権利の承継は、出願が第三者への対抗要件となる（特許法 34 条 1 項）。

・特許出願後における特許を受ける権利

相続その他の一般承継の場合を除いて、特許庁長官への届出が効力発生要件となる（特許法 34 条 4 項）。（現行法では、特許を受ける権利について「登録」の制度はない。）

・商標権

相続その他の一般承継の場合を除いて、商標原簿への登録が効力発生要件とされる（商標法 35 条で特許法 98 条 1 項 1 号を準用）。

なお、他の権利についてまとめておくと、実用新案権と意匠権は、特許権と同様である。著作権の譲渡は、当事者間の譲渡契約の締結のみで効力が発生するが、登録をしなければ第三者に対抗することができない（著作権法 77 条 1 号）。

よって、アが正解である。

知的財産権に係る 過失立証責任	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 29 年度 第 8 問

損害賠償請求を行う際に、請求者が侵害者の過失を立証しなくてもそれが推定される行為又は権利として、最も適切なものはどれか。

ア 営業秘密使用行為

イ 実用新案権

ウ 商標権

エ 著作権

解答	ウ
----	---

■解説

知的財産権の侵害に対する損害賠償請求について、過失立証責任が横断的に問われている。

ア：不適切である。平成27年の不正競争防止法改正において、営業秘密の不正利用に関する民事救済の実効性を高めることを目的として、立証負担を転換する規定が設けられた。（同法5条の2）。

すなわち、原告が、①被告の不正取得または取得時の悪意重過失、②原告の営業秘密が「生産方法」または「政令指定の技術上の秘密」であること、③原告の営業秘密と被告の生産物との間の関連性、の3点を立証した場合、被告による営業秘密の不正使用行為が推定され、被告がこの推定を覆すためには、被告製品の具体的な製造工程や製造状況を開示するなどして、当該営業秘密の不使用について立証しなければならない。

上記の①からわかるように、原告が被告の過失を立証しなくてもそれが推定されるようになったわけではない。

イ：不適切である。特許権や意匠権の侵害については、権利者が侵害者の故意・過失を証明することが困難であるため、権利者保護の観点から、侵害者に故意・過失があったものと推定する規定が設けられている（立証責任の転換）。しかし、実用新案権は、実体審査を受けることなく登録されるため、故意・過失の推定を認めると不公平な結果になりうる。そこで、実用新案権侵害に関する損害賠償請求においては、民法の原則どおり、権利者において、侵害者の故意・過失を証明しなければならない。

ウ：適切である。商標権の侵害に関する損害賠償請求においては、特許法の立証責任転換の規定が準用される（商標法39条）。

エ：不適切である。著作権侵害訴訟においては、損害賠償額の算定については推定規定があるが（著作権法114条）、侵害者の故意・過失については推定規定がなく、原告（著作権者側）が証明しなければならない。

よって、ウが正解である。

秘密保持契約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 21 年度 第 10 問

A 株式会社と B 株式会社は、それぞれが有する専門技術を生かして新規のシステムを共同開発することを模索し、まずは秘密保持契約を締結して相互に技術情報を相手方に開示しようと合意した。この秘密保持契約に関する記述として最も適切なものはどれか。

- ア 秘密保持契約において相互に開示したデータや情報について、契約終了後、開示した当事者の請求に基づいてそれらを破棄または返却するなどの条項を設けなくとも、開示した当事者は受領した当事者に対し、所有権に基づきデータ・情報の破棄又は消去を請求できる。
- イ 秘密保持契約は、共同開発が本格化した場合に締結される共同開発契約等の本契約とは別個に締結されるものであるから、本契約とは別途、秘密保持の対象となるべき情報が授受される期間や当該情報の秘密を保持すべき期間などの条項を定めることができる。
- ウ 秘密保持契約は、秘密を保持すべき義務を課すものであるが、故意又は過失により秘密を開示されたことによって生ずる損害が明確に立証できないためにいわゆる紳士協定であるともいわれ、相手方が万一契約違反をした場合であっても、他の法令に違反しない限りは相手方に対し何ら権利を主張できない。
- エ 平成 17 年（2005 年）に改正された新不正競争防止法により、共同開発を目的として開示された情報について、情報を受領した当事者に対し 5 年間秘密保持義務が課されたので、あえて秘密保持契約を締結する必要はない。

解答	イ
----	---

■解説

共同開発を題材として、秘密保持契約の効力について問う問題である。

秘密保持契約は、共同開発契約や知的財産権のライセンス契約などに先立つ準備段階において、開示された技術情報などの秘密を漏洩しないことを合意する契約である。

ア：不適切である。所有権とは、物に対する使用・収益・処分をする権利であり（民法第206条）、ここにいる物とは有体物を指す（民法第85条）。データや情報それ自体は無体物であるから、直接には所有権の客体にはならない。したがって、所有権に基づきデータ・情報の廃棄または消去を請求することはできない。契約終了後のデータ・情報の廃棄や返却については、秘密保持契約で定めるのが通常である。

イ：適切である。秘密保持契約は、共同開発契約やライセンス契約などの本契約とは別個の契約である。したがって、本契約とは別途、秘密保持の対象となるべき情報が授受される期間、秘密を保持すべき期間などについて条項を定めることができる。

ウ：不適切である。秘密保持義務に違反する行為があった場合、損害の立証が不明確であることは否定できない。しかし、秘密保持契約に反した行為があれば、債務不履行に基づく損害賠償請求（民法第415条）ができる。いわゆる紳士協定にはあたらない。

エ：不適切である。平成17年に不正競争防止法が改正されたことは事実であるが、その中に、共同開発を目的として開示された情報について5年間の秘密保持義務を課するという規定はない。

よって、イが正解である。

ウィーン売買条約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 11 問

平成 21 年 8 月 1 日、国際物品売買契約に関する国際連合条約（通称：ウィーン売買条約、CISG）が日本について発効した。この条約は、国際物品売買契約に関し、契約の成立及び当事者（売主・買主）の権利義務を規定するものであり、主に、異なる締約国に営業所を有する企業間の物品売買契約に適用されるとされている。

この条約と日本の民法・商法その他の契約に関する規定との共通点・相違点についての記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 隔地者間の契約について、日本の民法では、承諾の意思表示が発信された時に契約が成立するとされているが、この条約では、承諾の意思表示が申込者に到達した時に契約が成立するとされている。
- イ この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者（売主・買主）間の物品売買契約において、この条約を適用する旨定めた場合にのみ適用されるのに対して、日本の民法・商法は、日本に営業所が所在する当事者間の契約である限り、常に適用される。
- ウ 日本の民法・商法では、契約の解除ができる場合が「重大な契約違反」がある場合に限られているが、この条約にはそのような制限がない。
- エ 日本の民法では、申込みと承諾が完全に一致しなくても、その違いが実質的なものでない場合には、契約が成立するとされているが、この条約では、申込みと承諾が完全に一致しなければ契約は成立しないとされている。

解答	ア
----	---

■解説

ウィーン売買条約について、日本の民法・商法その他の契約に関する規定との異同を問う問題である。

ア：適切である。日本の民法は、意思表示一般につき到達主義をとるが（民法第97条）、隔地者間の契約については、承諾の通知を發した時に成立する（発信主義、民法第526条第1項）とする。

これに対し、ウィーン売買条約は、隔地者間の契約について、到達主義の原則を貫き、承諾の意思表示が申込者に到達した時に契約が成立するとしている（ウィーン売買条約第18条第2項）。

イ：不適切である。ウィーン売買条約は、「この条約は、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買につき、次の場合に適用する。(a)これらの国がいずれも締約国である場合。または、(b)国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合。」と規定する（ウィーン売買条約第1条第1項）。この条約を適用する旨を定めた場合にのみ適用されるわけではない。

日本の民法・商法は、日本の営業所が存在する当事者間の契約であれば、原則として適用されるが、強行法規に違反しない限り、当事者間で他国の法律を準拠法とすることは自由である（私的自治の原則）。

ウ：不適切である。日本の民法・商法は、債務不履行全般について契約解除を認めており、契約違反が重大な場合に限定はしていない。

これに対して、ウィーン売買条約は、契約の解除ができる場合を、「重大な契約違反」がある場合に限定している。

エ：不適切である。日本の民法では、申込みと承諾が完全に一致しないと契約は成立しない。承諾者が、条件を付して承諾した場合は、新たな申込みをしたものとみなされる（民法第528条）。

これに対して、ウィーン売買条約では、申込みと承諾が完全に一致しなくても、その違いが実質的なものでない限り、契約は成立するとされている。

よって、アが正解である。

準拠法	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 25 年度 第 16 問

法の適用に関する通則法の下で、準拠法に関する記述として最も適切なものはどれか。

ア 債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、債務者の住所地法が準拠法となる。

イ 日本に事務所のある外国法人と従業員との雇用契約に当該外国法を準拠法とする規定がある場合、当該従業員に日本の労働基準法の規定の適用は認められない。

ウ 日本に事務所のある外国法人と日本の消費者との契約の約款に当該外国法を準拠法とする規定がある場合、日本の消費者に日本の法令によるクーリングオフは認められない。

エ 法律行為の成立及び効力は、当事者による選択がなければ、当該法律行為当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法が準拠法となる。

解答	工
----	---

■解説

法の適用関係に関する事項を規定する「法の適用に関する通則法」についての理解を問う問題である。

ア：不適切である。同法第23条は、「債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。」と規定しているため、債務者の住所地法が準拠法になるとは限らない。

イ：不適切である。法律行為の当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を選択し、変更することができる（同法第7条、第9条）。しかし、労働契約については、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法に含まれる強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、その強行規定をも適用される（同法第12条第1項）。よって、当該労働者の意思表示しだいで、日本の労働基準法が適用される場合がある。

ウ：不適切である。法律行為の当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を選択し、変更することができる（同法第7条、第9条）。しかし、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）については、消費者がその常居所法以外の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対して表示したときは、その強行規定をも適用される（同法第11条第1項）。日本の消費者保護関連法令におけるクーリングオフは強行規定であり、消費者の意思表示しだいで、日本の法令によるクーリングオフが認められる。

エ：適切である。同法では「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と規定し（同法第7条）、この選択がないときは、「法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。」と規定する（同法第8条）。

よって、エが正解である。

海外展開と税制	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 26 年度 第 16 問

中小企業診断士であるあなたと顧客である会社役員 A 氏との以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。

A 氏：「うちの製品は国内での販売は頭打ちなのだが、なぜか B 国からの注文は結構あってね。」

あなた：「B 国は今まさに工業化が進み、御社の製品はまだまだ必要になりますからね。」

A 氏：「それで今までは日本から製品を直接輸出していたのだが、B 国に進出し情報収集や営業のためにうちの若手を送り込みたいと思っているのだよ。」

あなた：「まずは駐在員事務所や支店の設立など、B 国への進出形態による法制度を確かめないといけませんね。」

A 氏：「それと税制も気になるんだよ。うちが B 国に支店を作りそこから売上を計上した場合、税金は今と比べてどうなるのかな。」

あなた：「B 国の税制は調べないとわかりませんね。しかし逆に考えて、例えば外国法人が日本で支店を設置し、御社と同じような製品を本国から輸入して日本の顧客に販売して利益を得た場合、どうなると思いますか？」

A 氏：「日本で稼いだ利益には日本で税金をとってもらわないと不公平だな。」

あなた：「そうなのです。もう少し詳しくいうと、外国法人が日本国内に支店を持っている場合は、日本で行った事業からの所得に対して課税が行われるのです。支店のような事業を行う一定の場所のことを□□□□と呼びます。A さんもお聞きになったことがあると思います。」

A 氏：「□□□□ね。どこかで聞いたことがあるな。つまり、うちも支店を出せば□□□□とされて B 国で課税されることになるのかな。」

あなた：「そうなる可能性が高いですね。さらに厄介なのは、実は日本の税制では、海外支店の所得も日本国内の支店の所得も合算して課税されるのです。つまり、日本で設立された法人は、その法人の世界中の所得を課税の対象とする制度をとっているのです。」

A 氏：「えっ。それじゃ二重に税金がかかってしまうじゃないか。

あなた：「そういう問題を解決するために、国家間で租税条約を締結して二重課税を回避する仕組みを構築しているのです。ただ、これはすべての国と締結されているわけではなく、内容もかなり複雑なので具体的には専門家に相談することをお勧めします。」

(設問1)

会話の中の空欄に入る語句として最も適切なものはどれか。

- ア PA (Public Address)
- イ PD (Project Development)
- ウ PE (Permanent Establishment)
- エ PR (Public Relations)

(設問2)

会話の中の下線部の租税条約の特徴に関する記述として最も適切なものはどれか。

- ア 租税条約は国際間の課税実務を調整するため世界各国で共通である。また、国内法と租税条約が異なる場合の適用は国内法が優先する。
- イ 租税条約は国際間の課税実務を調整するため世界各国で共通である。また、国内法と租税条約が異なる場合の適用は租税条約が優先する。
- ウ 租税条約は国家間で締結するので複数の租税条約が存在し、その規定は租税条約ごとに異なる。また、国内法と租税条約が異なる場合の適用は国内法が優先する。
- エ 租税条約は国家間で締結するので複数の租税条約が存在し、その規定は租税条約ごとに異なる。また、国内法と租税条約が異なる場合の適用は租税条約が優先する。

(設問 1)

解答	ウ
----	---

■解説

海外展開にあたり知っておくべき、課税に関する考え方が問われている。支店として進出する場合と子会社として進出する場合のメリット・デメリットなど、一度整理しておきたい。

支店のような事業を行う一定の場所を「恒久的施設」といい、一般に「PE」(Permanent Establishment)と略称される。この恒久的施設は、非居住者および外国法人の課税関係を決める上での指標となる。すなわち、非居住者および外国法人が日本国内で事業を行っていても、日本国内に恒久的施設を有していない場合には、その事業による所得に日本で課税されることはない。この「恒久的施設なければ課税なし」という考え方は、事業所得課税に関する国際的なルールとなっている。

よって、ウが正解である。

(設問2)

解答	エ
----	---

■解説

設問1で説明した「恒久的施設」(PE)の存在が認定されたとして、課税対象とする事業所得の範囲までは統一されていない。日本法では、日本を源泉とする所得のすべてを課税対象とする「総合主義」が、多くのOECD加盟国では、その恒久的施設に帰属する国内源泉所得のみが課税対象となる「帰属主義」が採られる。

こうした国ごとの制度の違いによる二重課税の回避、脱税・租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資することを目的として締結されるのが、租税条約である。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、租税条約を締結する際のひな形となっはいるが、租税条約そのものはあくまで二国間の合意であって、世界各国で共通ではない。(ここから、選択肢ア・イは不適切とわかる。)

また、日本では、国内法と条約が異なる場合、条約が優先する(憲法第98条)ため、租税条約は原則として国内法に優先する。(例外的に、租税条約よりも国内法のほうが源泉税率が低い場合には、国内法が優先する。)

なお、平成26年度税制改正において、上記の「総合主義」からOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に変更されることになった。平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税および平成29年分以後の所得税については、「帰属主義」に基づいて課税されるので、今後の学習上注意しておきたい。

よって、エが正解である。

租税回避	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 28 年度 第 15 問（設問 2）

中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間の以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。

（前略）

甲 氏：「当社は外国企業への技術ライセンスが多いので、知的財産の使用料に対する所得課税の税率が低いことで有名な β 国に現地法人を設立し、そこに知的財産を集約して使用料収入の税負担を抑えるというプランの提案も受けています。」

あなた：「そうですね。そういう事業スキームを構想する場合には、専門家のアドバイスだけをうのみにせず、経営の原点に立ち返って考えた方がいいですよ。国際的な租税回避策に利用される“B”に関して、 β 国は注視されている国ですし、その国での独立企業としての実体が無かったり、業態に応じた事業活動上の目的や必要性等の観点から、節税以外にその国に知的財産を集約する経済合理性を説明できなかったりすると、税務当局から租税回避行為と認定されるおそれもあります。」

（設問 2）

会話の中の空欄 B に入る語句として、最も不適切なものはどれか。

ア tax haven

イ tax heaven

ウ tax inversion

エ tax shelter

解答	イ
----	---

■解説

国際的な租税回避策について問われている。

ア：適切である。tax haven とは、租税回避地の意である。この haven は「避難所」の意であり，heaven（天国）ではない。

イ：不適切である。アの解説を参照。

ウ：適切である。tax inversion とは，企業が自国での課税を回避するため，税率の低い国に親会社を設立して資産を移転することである。

エ：適切である。tax shelter とは，国内源泉所得には通常の課税を行うが，国外源泉所得は免税，または低税率の課税を行う国のことで，tax haven の1類型である。

よって，イが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 21 年度 第 14 問

次の英文は、カリフォルニア州法人である ABC 社と日本法人である XYZ 社の間で締結された ABC 社が販売するソフトウェアのライセンス契約書的一条文とする。この条文の記載内容について、最も適切なものを下記の解答群から選べ。なお、「SOFTWARE」とは、本ライセンス契約のライセンスの対象となっているソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）を意味し、また、本契約書はもともと ABC 社から提案されたもので準拠法はカリフォルニア州法となっている。

IN NO CASE WILL ABC BE LIABLE FOR ANY CONSEQUENTIAL, SPECIAL, INDIRECT, INCIDENTAL OR PUNITIVE DAMAGES WHATSOEVER (INCLUDING, WITHOUT LIMITATION, DAMAGES FOR LOSS OF BUSINESS PROFITS, BUSINESS INTERRUPTION, LOSS OF BUSINESS INFORMATION, LOSS OF DATA OR OTHER SUCH LOSS) ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE SOFTWARE, EVEN IF ABC HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES. IN NO CASE WILL ABC'S AGGREGATE LIABILITY ARISING OUT OF THIS LICENSE AGREEMENT EXCEED THE ROYALTIES ACTUALLY PAID BY XYZ FOR THE SOFTWARE.

〔解答群〕

- ア XYZ 社が、本条に基づいて ABC 社に対して損害賠償を請求する場合は、本ソフトウェアを ABC 社に返却しなければならない。
- イ 本条がすべて大文字により規定されている理由は、法的な効果と関係なく、単に、ABC 社の XYZ 社に対する取引上の良心に基づき、目立つように記載されたものである。
- ウ 本条の規定は、ABC 社が XYZ 社に提供した本ソフトウェアを原因として損害が発生した場合における、ABC 社の損害賠償責任の範囲を限定している。
- エ 本ソフトウェアの性能が ABC 社と合意したレベルに至っていない場合、XYZ 社は、本条に基づいて、ABC 社に対し実際に支払ったライセンス料を返金してもらうことができる。

解答	ウ
----	---

■解説

英文契約書に関する問題である。

本問では、ソフトウェアに関する国際取引において、ライセンサーがソフトウェアについて負担する保証責任や損害賠償責任の限定条項が取り上げられている。

(日本語訳)

本ソフトウェアの使用または使用できないことによって発生した損害に関し、いかなる場合であっても、ABC社は間接・特別・付随的・懲罰的損害の賠償の責任を負わない。(これらの損害には、事業利益の損失、事業の中断、事業上の情報の消失、データの喪失その他の損失を含むが、それらに限定されない。)たとえ、ABC社がそれらの損害発生の可能性につき助言していたときでも同様である。いかなる場合であっても、本ライセンス契約によって発生するABC社の責任の総体は、本ソフトウェアに対して実際に支払われたXYZ社からのロイヤリティの金額を超えることはない。

ア：不適切である。本条項は、ABC社の損害賠償責任については触れているが、XYZ社が損害賠償を請求する際に本ソフトウェアを返却しなければならぬかどうかについては触れていない。

イ：不適切である。問題文より、本契約書の準拠法はカリフォルニア州法である。この場合、アメリカ合衆国統一商事法典が適用される。同法典では、売主に課された保証責任などを排除する際は、契約書にその旨を目立つように記載することとされる(実務上は、このような条項は大文字または赤色で記載される)。よって、すべて大文字で書かれていることは、単にABC社の良心からではなく、法的効果を意図してのことである。

ウ：適切である。本条項は、ABC社がXYZ社に提供した本ソフトウェアを原因として損害が発生した場合に、ABC社の損害賠償責任の範囲を限定し、かつ責任が発生する場合であっても、損害賠償額の上限を制限すると規定している。

エ：不適切である。本条項は、XYZ社が実際に支払ったライセンス料が、ABC社の責任の上限を画すると規定しているが、ライセンス料の返金については記載していない。

よって、ウが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 22 年度 第 15 問

以下の条項を読み，この条項が何について書かれたものか，最も不適切なものを下記の解答群から選べ。

なお，この条項は，ロンドンに本社を有する XXX 社が開発したソフトウェア（文中“Software”を意味する）を，XXX 社が YYY 社に対しライセンスを付与する（文中“License”を意味する）契約書中の 1 つの条項であるとする。

Article ○○

This License Agreement constitutes the entire agreement between the parties with respect to the use of the Software licensed hereunder and supersedes all prior or contemporaneous understandings regarding such subject matter. No amendment to or modification of this License Agreement will be binding unless executed by both parties in writing. Any translation of this License Agreement is done for local requirements and in the event of a dispute between the English and any non-English versions, the English version of this License Agreement shall govern.

〔解答群〕

- ア XXX 社と YYY 社間の本契約締結前の合意は本契約に劣後する。
- イ XXX 社と YYY 社両者の書面による合意なしには本契約は修正できない。
- ウ 英語以外の言語に翻訳された契約書と英語版の契約書の内容に矛盾がある場合は，英語版が優先する。
- エ 本契約の一部が無効となった場合でも，本契約の他の部分は効力を有する。

解答	エ
----	---

■解説

英文契約書に関する問題である。

ソフトウェアのライセンス契約の1条項を読ませ、契約の効力について判断させている。

(日本語訳)

第〇〇条

本ライセンス契約は、本契約によってライセンスされたソフトウェアの利用について、完全な合意を構成するものであって、本契約に先行し、または同時期になされた当該主題についての合意にとって代わるものである。本ライセンス契約は、両当事者の書面による合意がない限り、改定または部分修正はできない。本ライセンス契約の翻訳が、地域的な必要のために行われ、英語版と非英語版との間で争いがある場合には、英語版に準拠するものとする。

ア：適切である。本条項によると、本契約前の両当事者間の合意は、本契約によって代わるとされるので、本契約との関係では劣後する。

イ：適切である。本条項の第2文にそのとおりのことが書かれている。

ウ：適切である。本条項の第3文にそのとおりのことが書かれている。

エ：不適切である。本肢のように、契約の一部が無効となった場合でも他の部分は有効であるとする条項を、severability clause (分離可能性条項) と呼ぶ。本条項ではこのような内容について触れていない。よって、本肢が最も不適切である。

よって、エが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 15 問

ソフトウェアプログラムのライセンスに関する英文契約（License Agreement）において、「ライセンサーは、当該プログラム（“the Program”）が許諾地域において保護される第三者の知的財産権を侵害しないという保証をしない」旨を定めている条項として最も適切なものはどれか。

- ア Licenser hereby represents and warrants that it is the sole owner of the proprietary rights to the Program or has sufficient rights in the Program to enter into and grant the rights set forth in this Agreement in the licensed territory.
- イ Licenser in no way warrants that the Program does not infringe any patent, trademark, trade name, copyright, trade secret right or other proprietary rights protected in the licensed territory.
- ウ Licenser makes no warranties that the Program shall satisfactorily function so as to fit for any particular purposes or uses required by the purchasers or users of end products in the licensed territory.
- エ Licenser shall have the sole right to take any action against infringement of all intellectual property right it has, or defend any action by third parties for infringement of any other proprietary right with respect to the Program.

解答	イ
----	---

■解説

英文契約書の読解に関する問題である。

ソフトウェアのライセンス契約について、ある条項の規定する内容を読み取らせている。以下、「 」内に各肢の和訳を記す。

ア：不適切である。「ライセンサーは、このプログラムに関し、独占権のある排他的所有者である。ライセンスが許諾される地域では、このプログラムについて、この契約を締結し実施許諾する十分な権利を有することを、ここに表示し保証する。」この内容は問題文とは合致しない。

イ：適切である。「ライセンサーは、このプログラムに関し、いかなる場合であっても、ライセンスが許諾される地域において、保護される他の特許、トレードマーク、トレードネーム、著作権、営業秘密その他の独占的権利を侵害しないものであることを保証するものではない。」この内容は問題文と合致する。

ウ：不適切である。「ライセンサーは、このプログラムに関し、個別的な目的に適する十分な機能を有することや、最終製品の購買者または利用者が求めるように働くことを、ライセンスが許諾される地域において保証するものではない。」この内容は問題文とは合致しない。

エ：不適切である。「ライセンサーは、その有するすべての知的財産権への権利侵害に対して訴訟を提起し、または、このプログラムが他の独占権を侵害するとして第三者から提起された訴訟に応訴する排他的な権利を有する。」この内容は問題文とは合致しない。

よって、イが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 24 年度 第 14 問

A 社が新製品の開発に利用する予定のオープンソースソフトウェアのライセンス規定として、下記の条項があった。この規定に表題を付記し、内容を説明するとした場合、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

You receive the Program with a covenant from each author and conveyor of the Program, and of any material, conveyed under this License, on which the Program is based, that the covenanting party will not assert (or cause others to assert) any of the party's essential patent claims in the material that the party conveyed, against you, arising from your exercise of rights under this License. If you convey a covered work, you similarly covenant to all recipients, including recipients of works based on the covered work, not to assert any of your essential patent claims in the covered work.

* 語句の説明

covenant : 約款 convey : 伝達する

patent claim : 特許請求の範囲, 特許クレーム recipient : 受領者

[解答群]

ア (非係争義務)

ライセンス対象物に対して特許権を行使しないライセンシーの義務を規定している。

イ (非独占的ライセンス許諾)

ライセンシーに対する特許権の非独占的ライセンスを規定している。

ウ (不爭義務)

ライセンス対象物に関する特許権の有効性を争わないライセンシーの義務を規定している。

エ (保証の排除)

第三者からの特許権に基づく訴訟がライセンシーに対して提起されない保証を排除している。

解答	ア
----	---

■解説

ソフトウェアのライセンスに関する英文契約書について、ある条項の主旨を問う問題である。

本契約条項は、「GNU General Public License Version 3」の一部である。日本語訳は、以下のとおりである。

「あなたは、『プログラム』や、本許諾書の下で伝達され『プログラム』が基にしたいずれかの素材の、それぞれの作者あるいは伝達者からの約款に従って、『プログラム』を受領する。その約款では、約款を結ぶ当事者は、あなたが本許諾書の下で権利を行使することについて、あなたに対し、当事者が伝達した素材に存在する自らの主要な特許クレームを主張する（または他者に主張させる）ことはない、とされていることを要する。同じように、あなたが保護された著作物を伝達する場合も、あなたは、保護された著作物を基にした著作物の受領者を含むすべての受領者と、保護された著作物に存在する自らの主要な特許クレームを主張しないという約款を結ばなければならない。」

つまり、「プログラムやそれを素材として開発したプログラムについては、特許権を主張しない」という条件で使用許諾を受けるという意味である。

よって、アが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 15 問

次の英文契約書の秘密保持条項を読んで、下記の設問に答えよ。

Article XX “Confidentiality”

- A. Recipient shall maintain in confidence and safeguard all Confidential Information which is disclosed by Discloser to Recipient in connection with this Agreement and which is designated confidential at the time of disclosure.
- B. The Confidential Information may include, but is not limited to, all technical, financial, marketing, staffing and business information.
- C. The term Confidential Information shall not include information which :
- a) Was or becomes publicly available without the breach of this Agreement by Recipient ;
 - b) Was in Recipient’s possession free of any obligation of confidence at the time of Discloser’s communication thereof to Recipient ;
 - c) Is developed by Recipient independently of and without reference to any of Discloser’s Confidential Information or other information that Discloser disclosed in confidence to any third party ;
 - d) Is rightfully obtained by Recipient from third parties authorized to make such disclosure without restriction ; or
 - e) Is identified by Discloser as no longer ☐ X ☐ or confidential.
- D. Provided, however, that nothing contained herein shall prevent the Recipient from disclosing any of such Confidential Information to the extent that such Confidential Information is required to be disclosed by law or for the purpose of complying with governmental regulations.
- E. The ☐ Y ☐ the facts set forth in sub-paragraphs C a) through e) , and Paragraph D shall rest with the Recipient.

(設問1)

この秘密保持条項の規定の内容として、最も不適切なものはどれか。

- ア 受領者の本契約違反によらずに公知となった情報は、秘密情報に該当しない。
- イ 秘密情報を利用せずに独自に受領者が開発した同一の情報は、秘密情報に該当するが、開示しても秘密保持義務違反にならない。
- ウ 法令又は政府の命令を遵守するために開示を要求される秘密情報は、秘密情報に該当するが、開示しても秘密保持義務違反にならない。
- エ 本条の秘密情報の要件として、開示時に秘密指定を行う必要があるが、その秘密指定が特定の限定された方法によるものであることは必要でない。

(設問2)

文中の空欄〔X〕には「機密の」、空欄〔Y〕には「立証責任」を意味する語句が入る。各空欄に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- ア X : backroom Y : evidence-based finding of
- イ X : exchange-valuable Y : lender liability of
- ウ X : expensive Y : preponderance of evidence of
- エ X : proprietary Y : burden of proving

(設問 1)

解答	イ
----	---

■解説

英文契約書の秘密保持条項に関する出題である。参考訳は以下のとおり。

第 XX 条 秘密保持

- A. 受領者は、本契約に関連して開示者から受領者に開示され、開示の時点で秘密と指定されたすべての情報を秘密に保持し、保護しなければならない。
- B. 秘密情報にはすべての技術、財務、マーケティング、要員、ビジネスの情報が含まれるが、これらに限定されない。
- C. 秘密情報には、以下の情報を含まない。
- a) 開示時に既に公知であった、または受領者の責めによらず公知となった情報
 - b) 開示者から受領者へ伝達された時、秘密保持義務と関係なく受領者が所持していた情報
 - c) 開示者の秘密情報または開示者が内密に第三者に開示した他の情報とは関係なく、かつそれらを参照せずに、受領者が開発した情報
 - d) 制限なき開示を許可された第三者から、受領者が合法的に入手した情報
 - e) 開示者からもはや専有しないまたは秘密ではないと確認された情報
- D. 法令または政府の規制に従う目的で秘密情報の開示が必要とされた限りにおいて、受領者がかかる秘密情報を開示することを妨げない。
- E. サブパラグラフ C a) から e) と D に記された事実、受領者が立証責任を負う。

ア：適切である。参考訳の C a) を参照。

イ：不適切である。秘密情報を利用せずに独自に受領者が開発した同一の情報は、そもそも秘密情報に該当しないとされる。参考訳の C c) を参照。

ウ：適切である。参考訳の D を参照。

エ：適切である。開示時に秘密指定を行う必要があるが、秘密指定の方法を限定する記述はない。参考訳の A を参照。

よって、イが正解である。

(設問2)

解答	エ
----	---

■解説

文脈と日本語の語句から、空欄に入るべき英語の語句を選ばせる問題である。

ア：不適切である。“backroom”は「裏の」，“evidence-based finding of”は「証拠に基づいて認定する」の意である。

イ：不適切である。“exchange-valuable”は「交換価値のある」，“lender liability of”は「貸手責任」の意である。

ウ：不適切である。“expensive”は「高額の」，“preponderance of evidence of”は「証拠の優越性」の意である。

エ：適切である。“proprietary”は「専有の（機密の）」，“burden of proving”は「立証責任」の意である。

よって、エが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 27 年度 第 16 問

日本企業と外国企業との間の共同研究開発契約書（Cooperative Research and Development Agreement）において規定されている以下の条項を読んで、下記の設問に答えよ。

Article ●●

1. During the term of this Agreement, no collaborative research and/or development in competition with research or development under this Agreement shall be made by any party to this Agreement with a third party, without obtaining its prior written approval of the other party.
2. Termination of this Agreement shall be without prejudice to the obligation provided for in the preceding paragraph.

（設問 1）

契約書の空欄に入る語句として最も適切なものはどれか。

- ア Confidentiality
- イ Non-competition
- ウ Non-delegation to a third party
- エ Obligation upon Termination

（設問 2）

共同研究開発契約において、特に本条第 2 項のような規定を定めることは、わが国では違法となるおそれが強いとされているが、その根拠となる法律として、最も適切なものはどれか。

- ア 産業技術力強化法
- イ 中小企業新事業活動促進法
- ウ 独占禁止法
- エ 特許法

(設問 1)

解答	イ
----	---

■解説

英文の共同研究開発契約書のある条項を読ませ、その主旨を問う問題である。英文の和訳は以下のとおりである。

1. 本契約の期間中、本契約に競合する、いずれかの当事者と第三者との共同研究もしくは開発（またはその両方）は、事前に相手方の書面による同意なくして行うことができない。
2. 本契約の終了は、前項に定める義務に影響を与えない。

よって、両当事者間の競業禁止を意味する「Non-competition」が最も適切である。なお、アの「Confidentiality」は「機密性」、ウの「Non-delegation to a third party」は第三者に委任しないこと、エの「Obligation upon Termination」は契約終了時の義務を、それぞれ意味する。

よって、イが正解である。

(設問 2)

解答	ウ
----	---

■解説

わが国で競業禁止など競争の制限について定める法律は、独占禁止法である。

公正取引委員会は、契約終了後に競争品の取り扱いを制限することは、事業活動を拘束して市場への参入を妨げるものであり、原則として独占禁止法上問題となるとする。ただし、秘密情報（販売ノウハウを含む）の流用防止その他正当な理由があり、かつそれに必要な範囲内で制限するものである場合には、原則として独占禁止法上問題とならないとされる。

よって、ウが正解である。

英文契約書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 28 年度 第 15 問（設問 1）

中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間の以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「当社で開発した遺伝子検査の新技术について、 α 国に本社のある会社に技術ライセンスを供与する交渉をしています。当社から英文契約書案を提示する予定で、担当者がひな形を準備したのですが、こういう条項についてはどのようなことに注意すればいいですか。

“Article XX Taxes

II. All taxes, duties or levies that may be imposed by the Governments of Japan and α on any payment made to the Licensor under this Agreement shall be borne by the Licensee. In the event that the Licensee is required to A such tax from the amount paid to the Licensor hereunder, and to pay the tax for the account of the Licensor, the Licensee shall provide the Licensor with certificates of cash withholding and payment.”」

あなた：「使用料の支払にかかる税金の負担についての条項ですね。まず支払国における知的財産の使用料に対する源泉徴収制度、次に日本・ α 国間の租税条約の有無を確認して、それらとの整合性をチェックする必要があります。 α 国で源泉徴収税を免税してもらうか、源泉徴収分を日本で外国税額控除の対象としてもらえないと、二重課税になりかねませんから。」（略）

（設問 1）

会話の中の空欄 A には、特定の所得の支払者がその所得（源泉所得）を支払う際に支払金額から所得税額を差し引いて徴収し、その徴収額を国に納付するという税制上の仕組みを意味する英単語の動詞が入る。空欄 A に入る語句として、最も適切なものはどれか。

ア impose イ pay ウ provide エ withhold

解答	エ
----	---

■解説

英文契約書に関する問題である。英文の意味は次のとおりである。

本契約のもとで日本と α の政府からライセンサーに課せられる全ての税、義務、賦課の支払いは、ライセンシーの負担とする。ライセンシーは、ライセンサーに支払う金額から、そのような税を源泉徴収する必要があり、ライセンサーに課せられる税を支払う必要がある。ライセンシーは、源泉徴収と支払の証明書をライセンサーに供与しなければならない。

よって、空欄には、源泉徴収することを意味する “withhold” が入る。

よって、エが正解である。

企業買収契約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 25 年度 第 2 問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社（以下「X 社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。現在、X 社は、Y 株式会社（以下「Y 社」という。）との間で、Y 社の完全子会社である Z 株式会社（以下「Z 社」という。）の全株式の買取りに向けた交渉を行っている。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「今、わが社による Z 社株式の買取りについての契約書を読んでいるのですが、見慣れない用語が飛び交っていて正直よく分かりません。」

あなた：「確かに、株式譲渡契約は、売買、賃貸、請負といった、企業間の商取引とは異なる構造になっているので、慣れないと難しいですね。これらの契約には、 A や B 事項といった C 系の概念が用いられており、 D 系に属する日本にはなじみにくいところがあります。」

甲 氏：「まず、クロージングとは何でしょうか。」

あなた：「取引の実行のことですね。通常、契約書を締結してから、取引を実行するまでに間隔が空くので、クロージングという概念がでできます。株式譲渡の場合でいうと、売主から買主への株主権の移転と買主から売主への株式譲渡代金の支払ということになります。」

甲 氏：「なるほど。 A とはどういうことでしょうか。」

あなた：「株式譲渡の場合だと、契約の一方当事者が、相手方当事者に対し、株式やその株式を発行している株式会社の状況などについて、契約書締結時やクロージング時などの一定の時点において、一定の事項が真実かつ正確であることを A するものです。今回の契約書ですと、Y 社が御社に対して、Z 社において未払い残業代がないことなどを A しています。」

甲 氏：「難しいですねえ。 B 事項とは何でしょうか。」

あなた：「契約の一方当事者が、相手方当事者に対し、一定の行為を行う、又は行わないことを約束し、又はその義務を負うことです。大きく分けてクロージング前のものとクロージング後のものがあります。今回の契約書ですと、Y 社がクロージングまで、Z 社を適切に経営していくことなどがこれに該当しま

す。」

甲 氏：「やっぱり、難しいですねえ。」

あなた：「うまく説明できなくてすみません。これらを理解するには、 や 事項に違反した場合にどういう効果が発生するのかを考えると分かりやすいかもしれません。まず、クロージング前に 違反や 事項違反が発覚した場合には、一方当事者が違反した当事者に対し、①取引の実行拒否、②契約の解除及び③損害の補償請求を求めることができると契約書に定めることが多いです。他方、クロージング後に違反が発覚した場合については、①から③までのうち、 のみ認められると契約書に定めることが多いです。」

甲 氏：「なるほど。ようやく理解できました。買主である当社としては、契約締結後に取引を取り止めたい事由や契約を解除したい事由、Y社に損害を補償してもらいたいと考えるケースについてY社の や 事項として契約書に定めておけばいいわけですね。」

あなた：「そのとおりです。」

(設問1)

会話の中の空欄A、B及びEに入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- | | | | |
|---|---------|---------|------------|
| ア | A：誓約 | B：表明・保証 | E：②契約の解除 |
| イ | A：誓約 | B：表明・保証 | E：③損害の補償請求 |
| ウ | A：表明・保証 | B：誓約 | E：①取引の実行拒否 |
| エ | A：表明・保証 | B：誓約 | E：③損害の補償請求 |

(設問2)

会話の中の空欄C及びDに入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- | | | |
|---|-------|-------|
| ア | C：英米法 | D：大陸法 |
| イ | C：国際法 | D：国内法 |
| ウ | C：私法 | D：公法 |
| エ | C：手続法 | D：実体法 |

(設問 1)

解答	工
----	---

■解説

M&A（企業買収）における契約条項に関する理解を問う問題である。

・表明・保証

“representations and warranties”の訳語で、契約締結時（またはクロージング時）において、各当事者に当該取引に関連する各種の事実について真実であることを表明させるものである。

・誓約事項

“covenants”の訳語で、将来にわたる義務として、契約の一方当事者が一定事項を遵守していくことを他方当事者に誓約するものである。将来にわたる義務という点で、ある一定時点の事実関係を表明する表明・保証とは異なる。

「あなた」の第3発言に、「契約書締結時やクロージング時などの一定の時点において、一定の事項が真実かつ正確であることを A するもの」とある。上述の定義より、空欄 A には「表明・保証」が入る。

また、「あなた」の第4発言に、「契約の一方の当事者が、相手方当事者に対し、一定の行為を行う、又は行わないことを約束し、又はその義務を負うこと」とある。上述の定義より、空欄 B には「誓約」が入る。

さらに、表明・保証違反または誓約事項違反について、違反の発覚がクロージング前の場合には、①取引の実行拒否（クロージング拒否）ができるだけでなく、それが重大であり契約の目的が達せられなければ、さらに進んで②契約の解除、それに加えて③損害の補償請求ができると定めるのが通常である。一方、クロージング後の場合には、①取引の実行拒否は既に不可能であり、クロージング後は原状回復が困難となるため、②契約の解除もできないと定めるのが通常である。そのため、クロージング後は専ら③損害の補償請求により解決する場合が多く、空欄 E には「③損害の補償請求」が入る。

よって、「A：表明・保証 B：誓約 E：③損害の補償請求」とする、エが正解である。

(設問2)

解答	ア
----	---

■解説

M&A（企業買収）における契約条項について、その背景を問う問題である。

「表明・保証」や「誓約事項」は、英米法上の概念である。一方、日本の私法は、明治時代にフランスやドイツの法学者を招いて民法や商法などの起草を依頼したという経緯から、フランス法やドイツ法の影響を強く受けており、大陸法系に属するとされる。

よって、空欄Cには「英米法」、空欄Dには「大陸法」が入り、アが正解である。

合併契約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 2 問（設問 1）

X 株式会社（以下「X 社」という。）は、Y 株式会社（以下「Y 社」という。）との間で、それぞれが出資して株式会社形態の新会社を設立し、合併事業を行おうとしている。これを前提に下記の設問に答えよ。

（設問 1）

次の 2 つの条項は、X 社が Y 社との間で締結した合併契約書に定められたものである。この 2 つの条項の標題として空欄 A 及び B に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを下記の解答群から選べ。

A

- 第○条 X 社は、合併会社の株式の全部又は一部を第三者に譲渡しようとする場合には、Y 社に対し、書面をもって、当該譲渡の相手方（以下、本条において「譲受人」という。）の氏名又は名称、譲渡しようとする株式の数及び譲渡の条件を通知する。
- 2 Y 社は、前項の通知が到達した日から 60 日以内に X 社に対して買取りを希望する旨の書面による通知を行った場合には、Y 社が指定する公認会計士によって合併会社の資産状態その他一切の事情を考慮して定められた価格で、X 社が譲渡を希望する株式を買い取ることができるものとする。
- 3 Y 社は、X 社に対し、合併会社の株式の価格についての意見を前項の公認会計士に述べる機会を与えるものとする。
- 4 X 社は、Y 社が、第 2 項の期間内に買取りを希望する旨の書面による通知を行わなかった場合には、第 1 項で通知した数の合併会社の株式を譲受人に対して譲渡できるものとする。

B

第○条 Y社は、次の各号の事由が生じた場合、X社に対し、Y社が保有する合弁会社の株式の全部又は一部を、Y社が指定する公認会計士によって合弁会社の資産状態その他一切の事情を考慮して定められた価格で、買い取るよう請求することができるものとする。

- (1) X社Y社いずれの当事者の責めに帰することのできない事由により、X社とY社との間又はX社が指名した取締役とY社が指名した取締役との間で意見が対立して調整がつかず合弁会社の事業運営が滞った場合
- (2) X社Y社いずれの当事者の責めに帰することのできない事由により、合弁会社に重大な損失が生じ、合弁会社の事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、X社Y社いずれの当事者の責めに帰することのできない事由により、合弁会社の事業の遂行が不可能となった場合

〔解答群〕

ア A：拒否権 B：コール・オプション

イ A：拒否権 B：プット・オプション

ウ A：先買権 B：コール・オプション

エ A：先買権 B：プット・オプション

解答	エ
----	---

■解説

合併契約を題材として、M&A で用いられる契約条項について問う問題である。

空欄 A

問題文より、① X 社が合併会社の株式の全部又は一部を第三者に譲渡しようとする場合、Y 社に事前に書面でその旨を通知すべきこと、② Y 社は X 社が譲渡を希望する株式を買い取ることができること、③ Y 社が株式の買い取りを希望しなかった場合、X 社は①の第三者に株式を譲渡できること、の3つがわかる。

このように、パートナーが株式を第三者に売却しようとする場合に、その売却条件と同等の条件で株式を買い取る権利を「先買権」という。先買権は、「ファースト・リフューザル・ライト (first refusal right)」とも呼ばれる。

空欄 B

問題文より、X 社 Y 社いずれの当事者の責めに帰することのできない事由により合併会社の事業の遂行が不可能または著しく困難となった場合、Y 社は X 社に対し、Y 社が保有する株式を買い取るよう請求できることがわかる。

このように、一定の事由の発生を条件として、パートナーに株式の買い取りを請求できる権利を「プット・オプション」という。M&A に限らず、ある商品（為替、株式、債権など）を一定の価格で買う権利のことをコール・オプション、一定の価格で売る権利のことをプット・オプションと呼ぶので、覚えておきたい。

よって、A には「先買権」、B には「プット・オプション」が入り、エが正解である。

債権回収	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成20年度 第15問

株式会社A（以下「A社」という。）は、株式会社B（以下「B社」という。）に対して継続して商品を販売しており、B社に対して売掛金債権を有している。最近、B社からの支払いが滞りがちなので、B社の代表者Cとの交渉により、その支払いを確実にしたいと考えている。A社の対応として、最も不適切なものはどれか。

- ア B社がA社に対する売掛金債務の履行をしない場合の強制執行について認諾した旨の記載がある公正証書を作成してもらう。
- イ B社が第三者に対して有する売掛金債権について、A社とB社との間で集合債権譲渡担保設定契約を締結し、これについて債権譲渡登記をする。
- ウ C個人に無期限かつ金額の上限なくA社のB社に対するすべての売掛金債権について口頭で保証してもらう。
- エ 既に存在するA社のB社に対するすべての売掛金債権について、新たに書面でC個人の連帯保証をしてもらう。

■解説

売掛金債権回収に関する方策について、民法・民事執行法などについての知識を問う問題である。

ア：適切である。A 社が B 社に対して売掛金債権を有しており、B 社が債務を履行しなかったとしても、直ちに強制執行ができるわけではない。強制執行は裁判所に申し立てるものであるが、その際、債務名義（請求権の存在と内容を証明する文書）が必要である（民事執行法第 25 条）。本肢の強制執行認諾文言付き公正証書は、債務名義の 1 つである。ちなみに、他の債務名義として、確定判決、仲裁判断、和解調書などがある。

イ：適切である。集合債権譲渡担保設定契約とは、債務者の有する債権をまとめて担保に取るものである。民法の原則によれば、個別の債権について対抗要件を備える必要がある。しかし、集合債権譲渡担保設定契約においては、複数の債権を担保として債権譲渡登記をし、対抗要件を備えることができる（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第 4 条）。これによって、A の債権は回収が確実なものとなる可能性がある。

ウ：不適切である。本肢のように、無期限かつ金額の上限なく、すべての債権を保証させることを「包括根保証」という。包括根保証契約では、保証人の責任が過大なものとなり、その地位が不安定となる。そこで、平成 16 年の民法改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）において、個人を保証人とする包括根保証契約は禁止された（民法第 465 条の 2 第 2 項）。また、そもそも、保証契約は書面または電磁的記録でなされなければならない、口頭では無効となる（民法第 446 条第 2 項）。

エ：適切である。選択肢ウとは異なり、法人の既存の売掛金債権について、法人代表者個人に書面によって連帯保証してもらうことには、特段の問題はない。

よって、ウが正解である。

債権の消滅時効	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成25年度 第11問

次の債権のうち、それぞれの起算点からの消滅時効期間が最も短いものとして、最も適切なものはどれか。

- ア 信用保証協会が中小企業の債務を保証し、代位弁済した場合における求償債権
- イ 製品事故を起こしたメーカーに対する製造物責任法による損害賠償請求権
- ウ 取締役の善管注意義務・忠実義務違反による会社から取締役への損害賠償請求権
- エ メーカーが販売店に売却した製品の販売代金債権

■解説

債権の消滅時効期間について横断的に問う問題である。

本問のそれぞれの債権に関する消滅時効期間は、以下のとおりである。前提として、商行為（簡単にいうと「商売」のこと）においては、それ以外の場合よりも消滅時効期間が短く設定されていることを覚えておきたい。

ア：信用保証協会が保証債務に基づき、代位弁済した場合における求償債権＝5年

保証人の主たる債務者に対する求償権の消滅時効期間は、商行為の保証委託による場合は5年（商法第522条）、その他は10年（民法第167条第1項）である。昭和42年10月6日最高裁判決は「非商人である信用保証協会が商人である債務者の委任に基づいて成立した保証債務を履行した場合において、信用保証協会が取得する求償権は、商法第522条に定める5年の消滅時効にかかる」とした。

イ：製造物責任法によるメーカーへの損害賠償請求権＝3年または10年

製造業者等に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害及び賠償義務者を知った時から3年、またはその製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年（身体に蓄積して人の健康を害する物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から10年）である（製造物責任法第5条）。

ウ：取締役の善管注意義務・忠実義務違反による損害賠償請求権＝10年

平成20年1月28日最高裁判決は、「(旧)商法第266条第1項第5号に基づく会社の取締役に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は、商法第522条所定の5年ではなく、民法第167条第1項により10年と解する」とした。

エ：メーカーが販売店に売却した製品の販売代金債権＝2年

生産者、卸売商人、小売商人が物を売却した場合の売掛代金債権の消滅時効期間は、2年である（民法第173条第1号）。

よって、消滅時効期間が最も短いのは、メーカーが販売店に売却した製品の販売代金債権であり、エが正解である。

債権回収	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 4 問

取引先の信用状態が悪化した場合における債権回収に関する以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「Y 社が振り出した手形が不渡りになったという情報を聞きました。Y 社に対しては、売掛債権が 1 億円もあるんです。これを回収できないとなると当社の経営に大きな打撃となってしまいます。」

あなた：「何か担保は取っていなかったのですか。」

甲 氏：「何も取れませんでした。」

あなた：「その売掛債権の内容はどうなっていますか。」

甲 氏：「Y 社は、卸売業者です。当社は、取引基本契約書を締結して、Y 社に対して当社の製品を販売し、Y 社は、これを小売業者に転売しています。当社が Y 社に対して有する売掛債権は、当社の製品を Y 社に販売して発生したものです。」

あなた：「その売掛債権について、支払期限は、もう来ているのですか。」

甲 氏：「いや、まだ来ていません。」

あなた：「では、取引基本契約書に、として、手形の不渡りが定められていますか。」

甲 氏：「いや、ちょっと分かりません。」

あなた：「ちょっと契約書を見せてもらえますか。」

甲 氏：「どうぞ、これです。」

あなた：「どれどれ。ああ、ここに定められていますね。を行使するには支払期限が到来している必要があるのですが、ここにとして手形の不渡りが定められているので、いますぐを主張できるかもしれません。を主張できれば、甲さんの会社が Y 社に販売した製品について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利、つまり、優先弁済権が認められます。」

甲 氏：「でも、Y 社は、既に、当社から購入した製品を転売して、買い受けた第三

者がその製品の引渡しを受けてしまっているようです。それでも優先弁済権が認められるのですか。」

あなた：「その場合でも、Y社が第三者から転売代金の支払を受けていなければ、その転売代金債権について□B□を行使できることになっています。これを□C□といいます。」

甲 氏：「そんなことができるのですか。」

あなた：「ただ、この□C□もY社が第三者から転売代金の支払を受けてしまっていると行使することができません。」

甲 氏：「手続はどうすればいいのでしょうか。」

あなた：「Y社が転売代金を受け取る前に裁判所に申し立てる必要がありますので、弁護士さんに依頼するのがよいと思います。とにかく時間がないので、早く顧問弁護士の先生のところに相談に行きましょう。」

(設問 1)

会話の中の空欄 A に入る語句として最も適切なものはどれか。

- ア 危険の移転事由
- イ 期限の利益喪失事由
- ウ 契約の解除事由
- エ 契約の取消事由

(設問 2)

会話の中の空欄 B 及び C に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- | | | |
|---|--------|--------|
| ア | B：先取特権 | C：物上代位 |
| イ | B：先取特権 | C：物上保証 |
| ウ | B：抵当権 | C：物上代位 |
| エ | B：抵当権 | C：物上保証 |

(設問 1)

解答	イ
----	---

■解説

会話の中で「あなた」の第3発言と甲氏の回答から、X社がY社に対して有する売掛債権について支払期限は到来していないことがわかり、原則としてX社はY社に直ちに支払うよう請求することはできない。このように、期限の到来前は債務の履行を請求されない債務者の利益を「期限の利益」という（民法第136条）。

一方、債権者にとっては、債務者の経済状態が急激に悪化した場合にまで期限の利益を認めると、債権回収の機会を逃すことになりかねない。そこで、一定の事由が生じた場合に債務者が「期限の利益」を主張できなくなるという条項（期限の利益喪失条項）を契約書に入れ、一定の事由が生じた場合に債権者が直ちに債権回収に必要な手段を講ずることができるようにすることが多い。

民法第137条は、債務者の破産など数個の事由を期限の利益の喪失事由として定めるが、実際には、契約書において期限の利益の喪失事由をより拡大して定めるのが通常である。例として、民事再生手続など倒産手続の申し立て、第三者からの差押・仮差押・仮処分、さらには本問で取り上げられた手形の不渡りなどがある。

よって、イが正解である。

(設問 2)

解答	ア
----	---

■解説

抵当権や連帯保証人など、債権回収をより確実にする手段を講じていなかった場合には、法定担保権を実行することが考えられる。本問では、甲氏の第3発言に「当社がY社に対して有する売掛債権は、当社の製品をY社に販売して発生したもの」とあるため、法定担保権である「動産売買先取特権」を実行することが可能と考えられる（民法第321条）。

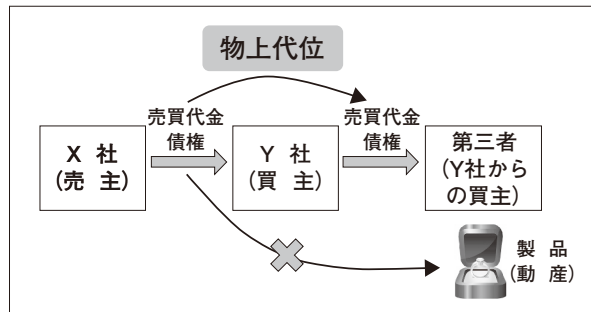
この動産売買先取特権とは、動産を売却した者が、その動産の代金と利息について、その動産から他の債権者に優先して弁済を受けることができる担保権である。この担保権を実行するための手続は、その動産が買主である債務者のもとにあるか、既に転売されているのかによって異なる。

- (1) その動産が売った時と同じ状態でY社（債務者）の手元にある場合

X社（債権者）は裁判所に対し、担保権の実行としての動産競売申立を行い、その動産を差押して競売にかけ、競売代金から配当を受けて債権回収にあてる。

- (2) その動産が第三者に転売されている場合（下図）

先取特権は、Y社（債務者）が目的たる動産を第三者に引き渡した後は、その動産については行使できない（民法第333条）。しかし、Y社が転売先の第三者から当該動産の売



買代金を受領していない場合には、Y社は第三者に対して動産の売買代金債権を有している。そこで、X社（債権者）としては、この売買代金債権を差押することにより、他の債権者に優先して弁済を受けることができる（民法第304条）。このような動産売買先取特権の効力を「物上代位」という。

よって、Bに「先取特権」、Cに「物上代位」が入り、アが正解である。

留置権	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 29 年度 第 16 問

A 株式会社（以下「A 社」という。）と B 株式会社（以下「B 社」という。）との間の民事留置権又は商事留置権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア A 社が B 社に売却した機械 a の代金が、弁済期の到来にもかかわらず支払われていない状態で、B 社が C に機械 a を売却した場合、A 社が機械 a を引き渡さず占有しているとしても、機械 a は債務者である B 社の所有物ではなくなったことから、A 社は機械 a について留置権を主張することができない。
- イ A 社が B 社に売却した部品 a の代金が、弁済期の到来にもかかわらず支払われていない場合に、A 社が B 社に部品 a を引き渡したとしても、A 社は部品 a について留置権を主張することができる。
- ウ A 社が B 社に売却した不動産 a の代金が、弁済期の到来にもかかわらず支払われていない場合でも、A 社が B 社に不動産 a の登記を移転してしまうと、A 社は不動産 a について留置権を第三者に対抗できない。
- エ 店舗で販売するために小売業者である B 社が卸売業者である A 社から購入した商品 a の代金が、弁済期の到来にもかかわらず支払われていない場合に、A 社が B 社から売買代金を受領し、引き渡すだけの状態にある商品 β について、A 社は留置権を主張することができる。

■解説

物権法から、留置権について問われている。過去 10 年で一度も出題がなかった分野であり、内容的にもやや細かい知識が問われている。

留置権（民法 295 条、商法 521 条）とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権（民法）または双方の商行為により生じた債権（商法）の完済を受けるまでその物を手元に留めておく権利である。同時履行の抗弁権（民法 533 条）と同じく、当事者間の公平を図ることを目的としている。

ア：不適切である。A 社は、転得者である C に対しても、機械 a の代金が未払いであることを理由として、留置権を行使できる。留置権は物権であるため、何人に対しても行使することができるからである。この点、債権上の権利である同時履行の抗弁権とは異なる。

イ：不適切である。A 社が B 社に部品 a を引き渡した後は、A 社は部品 a について留置権を主張することができない（民法 302 条）。上述のとおり、留置権の要件として、その物を占有していることが必要だからである。

ウ：不適切である。A 社が B 社に不動産 a の登記を移転したとしても、不動産 a を占有していれば、留置権を第三者に対抗することができる。留置権は登記ではなく、占有を対抗要件とする制度だからである。

エ：適切である。A 社が商品 a の売買代金について弁済期が到来しているにもかかわらず、B 社から弁済を受けていない場合、A 社が占有している別の商品 β について留置権を行使することができる。すなわち、会社による法律行為はすべて商行為であり（会社法 5 条）、商事留置権の規定が適用される。民事留置権であれば、物自体によって債権が生じたか同一の法律関係にあること（「牽連性」という）を要する。しかし、商事留置権では、牽連性は要件ではなく（商法 521 条）、商人がある取引をして債権を取得し、それを担保するために別の取引について占有した物を留置することが認められるからである。

よって、エが正解である。

賃貸借契約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 21 年度 第 11 問

C 株式会社（以下「C 社」という。）が、次のような状況にあることを前提として、賃貸借契約に関し、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

C 社は X 氏の所有する倉庫を、倉庫兼事務所として使用するために平成 2 年（1990 年）4 月 1 日から 5 年ごとに都度合意して賃貸借契約を更新し、賃借している。しかし、賃料が近隣の相場より高く、C 社の経営状態を圧迫しているために、よりコスト負担の少なくなる方策を検討している。なお、本件賃貸借契約において、C 社は賃料 6 か月分相当額を「保証金」との名目で X 氏に預けている。また、来年（平成 22 年（2010 年））3 月末には、更新の時期を迎える。

〔解答群〕

- ア C 社は、X 氏の下承を得て倉庫に備えつけた汎用的な建具を残して引越費用を削減したいとしても、C 社と X 氏間の賃貸借契約に特段の定めがない場合、X 氏から「残しても良い」旨の同意がない限り、C 社は入室した当初と同様の状態にするためのコストを負担しなければならない。
- イ 現在の C 社近隣の賃料相場と比べて C 社の賃料が著しく高くなっている場合、C 社が支払っている現在の賃料を下げる方法には、X 氏と交渉することのほか、法律に基づき、C 社は X 氏に対し裁判を起こして賃料を下げるように請求することもできる。
- ウ 引越するには、次の賃貸借契約締結の際に保証金を引越先のオーナーへ支払うこととなっているが、C 社は、建物明渡後に返還される保証金から未払い賃料を相殺するように X 氏に請求することができるので、期間満了時まで賃料の支払いを止めて、引越先の保証金を準備することができる。
- エ 本件賃貸借契約の契約書には、更新について「更新料を支払った場合に更新できる」と規定があるだけで、特段の記載がない場合、C 社が更新時期の 2 か月以上前に X 氏に対して更新をしない旨を通知しないときは、自動的に 5 年間契約が更新される。

■解説

事業用物件の賃貸借契約に関する問題である。

民法の特別法である、借地借家法の知識が問われている。

ア：不適切である。建物の賃借人が賃貸人の同意を得て建物に付加した畳、建具その他の造作については、建物の賃貸借契約が期間満了などで終了する場合、賃借人から賃貸人に対し、その造作を時価で買い取るよう請求することができる（造作買取請求権、借地借家法第33条第1項）。この造作買取請求権は、特約で排除することが可能であるが、問題文では、そのような特約はない。よって、建具を残してよいとの特約がなくても、C社は時価での買い取りを請求でき、コスト削減が可能である。

イ：適切である。民事法においては、「当事者は合意した契約内容を守るべし」というのが原則である。しかし、本肢のように賃料が近隣の相場と比較して著しく高く（または低く）なっている場合には、合意した家賃の支払いを履行することが信義・衡平に反する。そこで、借地借家法は、このような場合、両当事者に賃料増減請求権を認めた（借地借家法第32条）。したがって、C社はX氏と交渉し、適正な賃料について話し合いがつかなければ、民事調停を申し立て（民事調停法第24条の2）、民事調停が不成立であれば、さらに裁判により賃料の減額請求を行うことになる。

ウ：不適切である。保証金の法的性質は契約内容によりさまざまであるが、特約がない場合、敷金の性質を持つとされることが多い。敷金とは、賃借人の債務を担保する目的で賃借人から賃貸人に交付される金銭であって、あくまで賃貸人を保護するためのものである。本肢の場合、賃借人たるC社側から滞納賃料と敷金を相殺することは認められない。

エ：不適切である。本問のように期間の定めのある賃貸借契約について、借地借家法では、当事者が期間満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対

して更新しない旨の通知をしなかったときは、賃貸借契約は、従前と同一の条件で更新したものとみなす（ただし、期間の定めはないものとされる）とする（借地借家法第26条第1項）。これを「法定更新」と呼ぶ。本肢は、通知の期間（2か月）と法定更新後の契約期間（5年間）の2点において誤りである。

よって、イが正解である。

売買契約の注意点	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 24 年度 第 19 問

新たな取引先と商品の売買取引を開始することに関連した下記の設問に答えよ。

(設問 1)

新た取引を開始するにあたり、商業登記簿謄本（登記事項証明書）で取引先の内容を把握することが重要である。これによって把握できるものに関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 会社の資本金の額を閲覧し、資本金の大きさを確かめる。
- イ 会社の本店及び支店の所在場所を閲覧し、実際の取引先の住所と一致しているかを確かめる。
- ウ 会社の目的を閲覧し、実際の取引を行う事業が含まれているかを確かめる。
- エ 会社の役員を閲覧し、代表取締役の氏名および学歴を確かめる。

(設問2)

取引先（買主）と新規に取引を開始するに先立ち、債権の保全・回収のための特約を定めた取引基本契約書を締結することが望まれる。この契約書の特約条項のうち、「期限の利益の喪失」条項を盛り込むことによって期待される効果に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 取引先が代金を完済するまで納入品の所有権を売主のものとし、いつでも納入品の返還を要求できる。
- イ 取引先に信用不安や経営危機などの一定の事由が発生した場合に、一方的に取引を終了させることができる。
- ウ 取引先に代金の支払遅延などの一定の事由が発生した場合に、支払期日前でも支払期日の到来していないすべての売掛金について直ちに支払いを請求することができる。
- エ 取引先の債権回収に不安が生じた場合に、納入品の引き渡し数量を制限したりストップすることができる。

■解説

新たな取引先と商品の売買取引を開始する際の注意点として、商業登記簿謄本（登記事項証明書）による与信調査および契約書の期限の利益喪失条項という、実務的な知識を問う問題である。

（設問 1）

解答	エ
----	---

（解説）

「商業登記簿謄本」は、かつて紙の登記簿が使用されていた時代の名称であるが、現在でも通称として使われる。現在は電子データ化されているので、「登記事項証明書」が正式名称である。与信調査のためには通常、「履歴事項全部証明書」を取得する。

ア：適切である。商業登記簿謄本には、会社の資本金額が記載されている。

イ：適切である。商業登記簿謄本には、会社の本店と支店の場所が記載されている。

ウ：適切である。商業登記簿謄本には、会社の目的が記載されている。

エ：不適切である。商業登記簿謄本には、会社の役員の氏名（代表取締役については住所も）は記載されているが、代表取締役の学歴は記載されていない。

よって、エが正解である。

(設問2)

解答	ウ
----	---

(解説)

期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行をしなくてもよいという債務者の利益（民法第136条）のことである。期限の利益の喪失とは、債務者が債務を履行できなくなりそうな事態になった場合に、期限の到来前であっても債務の履行を請求することができるようになることを意味する。期限の利益の喪失事由は、民法第137条のほか、当事者間の特約で定めることができる。

ア：不適切である。本肢のように代金完済まで所有権を売り主に留保する仕組みは、「所有権留保」と呼ばれる、一種の担保権であって、「期限の利益の喪失」ではない。

イ：不適切である。取引先に信用不安や経営危機などの一定の事由が発生した場合に、一方的に取引を終了させることは、特約により可能であるが、これは「期限の利益の喪失」とはいえない。

ウ：適切である。期限の利益喪失条項では、債務者に支払遅延など一定の事由が発生した場合に、支払期日前でも支払期日の到来していないすべての売掛金について直ちに支払いを請求できると定めることができる。

エ：不適切である。取引先の債権回収に不安が生じた場合に、納入品の引き渡し数量を制限したりストップしたりすることは、特約により可能であるが、これは「期限の利益の喪失」とはいえない。

よって、ウが正解である。

意思表示の無効・取消と保護要件	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 11 問

次のうち、その法的主張が認められるためにはその主張者が無過失であることが必要な場合として、最も適切なものはどれか。

- ア 相手方と通謀の上、不動産を仮装譲渡したところ、仮装の事実を知らずに相手方から当該不動産の転売を受けた第三者が当該不動産の所有権を主張する場合
- イ 第三者から強迫行為を受けて契約させられた者に対して、強迫の事実を知らなかった契約の相手方が契約の有効性を主張する場合
- ウ 法律行為の要素の錯誤を理由とする意思表示の無効を表意者が主張する場合
- エ 無権代理人（成人）による契約と知らずに契約した相手方が、無権代理人に対して当該契約の履行責任を主張する場合

解答	工
----	---

■解説

意思表示の無効や取消等について、当事者の保護のバランスを「主張者の無過失の要否」として問う問題である。判例の知識まで要する難問である。

- ア：不適切である。相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効である。ただし、この意思表示の無効は、善意の（虚偽の意思表示であることを知らない）第三者には対抗することができない（民法第94条第1項・2項）。第三者に無過失まで必要かについては争いがある。判例は、虚偽の意思表示を行った者は帰責性が強いことから、条文の文言どおり、第三者は善意であれば足りるとする。
- イ：不適切である。詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる（民法第96条第1項）。第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（同法第96条第2項）。一方、第三者が強迫を行った場合については、明確な規定がない。判例は、強迫により意思表示をした者は、相手方の強迫の事実に関する善意・悪意を問わず、常にその意思表示を取り消せるとする（最高裁平成10年5月26日判決）。
- ウ：不適切である。意思表示は法律行為の要素に錯誤があったときは無効である。ただし、表意者に重大な過失があったときは、自らその無効を主張できない（民法第95条）。つまり、表意者は無過失までは要求されておらず、軽度の過失があっても自ら錯誤による無効を主張できる。
- エ：適切である。無権代理人は、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。ただし、①相手方が無権代理であると知っていた場合、②無権代理であることを過失で知らなかった場合、③無権代理人が行為能力を有しなかったときは、この限りでない（民法第117条第2項）。②の過失について、判例は「重大な過失に限定されるべきものではない」としている（最高裁昭和62年7月7日判決）。よって、相手方が無権代理人に責任追及するためには無過失であることが必要である。

よって、エが正解である。

消費貸借契約	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 26 年度 第 12 問

消費貸借契約に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 現金を渡した相手方から借用証を受け取っても、返済期日の約束がなければ、消費貸借契約の効力が生ずることはない。
- イ 準消費貸借契約のメリットとして、債務の弁済期を遅らせたり、売掛金の消滅時効期間を貸付金のそれに切り替えたり、金利改定ができる場合があることが挙げられる。
- ウ 消費貸借契約公正証書を作成しても、執行認諾文言がなければ、その公正証書を債務名義として強制執行をすることができない。
- エ 利息制限法上、貸付金 50 万円の約定利息の上限は年額 9 万円である。

解答	ア
----	---

■解説

消費貸借契約とは、当事者の一方が借りたものを消費することを前提に、借りたものと同じ種類、品質及び数量のものを返却することを約束して、物や金銭を借りる契約である。選択肢アは、やや細かい知識を含む。

ア：不適切である。消費貸借契約は、種類・品質・数量の同じ物をもって返還することを約して、相手方から金銭その他の物を受け取ることによって効力を生ずる（民法第587条）。つまり、返済期日の約束がなくても、契約の効力は生ずる。返済期日を定めなかったときは、貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができる（民法第591条）。貸主が相当の期間（通常は1週間程度）の猶予を与え、その期間が経過すると返済期限が経過したものとみなされる。

イ：適切である。準消費貸借契約とは、消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約する契約である（民法第588条）。消費貸借契約では貸借の対象となる物の授受が契約成立の要件となるが、準消費貸借契約ではその授受が必要とされず、既存の債務をもって授受があったとみなされる。

準消費貸借契約は、既存の売掛金等を長期分割弁済に変更できる、売掛金を貸金債権に変えると消滅時効期間が延びる、金利を設定できる等のメリットがある。反面、貸し倒れた場合に消費税の控除が認められないおそれがある等のデメリットもあるので、注意したい。

ウ：適切である。執行認諾文言付きの消費貸借契約公正証書は、確定判決と同じく債務名義（裁判所に債権の存在を証明する文書）となり、これを裁判所に提出することによって、改めて訴訟を提起しなくても強制執行をすることができる。

エ：適切である。利息制限法は上限金利を、元本10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合は15%と定める。よって、貸付金50万円の約定利息の上限は $50万 \times 18\% = 年9万円$ である。

よって、アが正解である。

契約の解除	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 14 問

契約の解除に関する記述として最も適切なものはどれか。

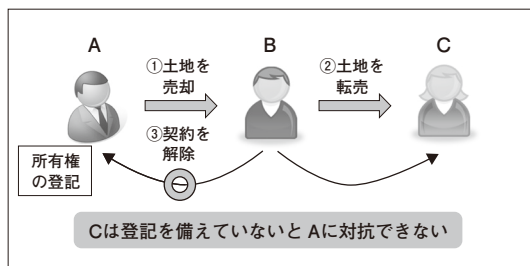
- ア A から B が買い受けた土地を B から C が買い受けたところ、A が B の債務不履行を理由に AB 間の売買契約を解除した場合、A が背信的悪意者のような場合でない限り、C は、登記を得なければ A に対して自らの所有権を主張できない。
- イ 自宅の工事を発注した施主が発注後に死亡した場合、施主の共同相続人は、請負契約で定められた工期を遅延したまま督促しても工事完了の見込みが立たない請負業者に対して、特約がない限り、法定相続分に応じて個別に解除権を行使できる。
- ウ 商人間の売買でなくても、債務者に履行の意思がないことが明らかであれば、履行遅滞を理由とする債務不履行解除には催告を必要としない。
- エ 特定物の売買契約における売主のための保証人は、反対の特約がない限り、契約解除による売買代金の返還義務についての保証の責任を負わない。

解答	ア
----	---

■解説

民法の債権法より、契約の解除にフォーカスした出題である。選択肢アは民法の基本であり、それさえ知っていれば正解できるが、他はやや細かい知識である。

ア：適切である。契約を解除すると、契約関係は遡及的に消滅し、原状回復義務（契約する前の状態に戻す義務）が生ずるが、第三者の権利を害することはない（民法第545条第1項）。判例は、遡及効を制限して解除権者（本問ではA）の利益を犠牲にしてまで保護される第三者（本問ではC）は、保護されてしかるべき状態にあることが必要であるとして、第三者に登記を要求する（下図）。



イ：不適切である。法律関係が複雑になるのを防ぐため、当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除はその全員から又はその全員に対してのみすることができる（民法第544条第1項）。

ウ：不適切である。定期行為を除く履行遅滞における契約解除の要件は、債務者の不履行と、債権者が相当の期間を定めてなす履行の催告である（民法第541条）。判例は、債務者に履行をなす意思がないことが明らかな場合でも、履行の催告をした後でなければ解除できないとする。（大審院大正11年11月25日判決）。

エ：不適切である。契約の解除による原状回復義務は、本来の債務とは別の債務である。しかし、判例は、特定物売買契約における売主の保証人は、反対の特約のない限り、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても保証の責に任ずるとする（大審院大正6年10月27日判決）。

よって、アが正解である。

契約の成立要件	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 28 年度 第 13 問

契約の成立に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア A 市内の会社から B 市内の会社に対して有効期間を明記した注文書を郵送で発送した場合、注文書には注文は撤回可能である旨の記載があっても、注文者は注文分を撤回することができない。
- イ インターネットショッピングで E C（電子商取引）事業者が顧客からの購買申込を承諾する通知を電子メールで送信したが、顧客から購買申込みを撤回する電子メールによる通知がされた場合、契約の成否は承諾の通知の発信と申込撤回の通知の到達の先後により決せられる。
- ウ 隔地者に対する契約の申込みは、申込みの発信後その到達前に申込者が死亡した場合でも有効であるが、その申込みの相手方が承諾の発信前に申込者の死亡を知った場合には、申込みは効力を失う。
- エ 株式会社の代表者同士の対面交渉において承諾期間を定めずに契約の申込みがされた場合、相手方が直ちに承諾しなくても、申込みの効力は有効に存続する。

解答	ウ
----	---

■解説

契約に関するさまざまなケースについて、契約が成立するかどうかが問われている。契約成立の要件を押さえておくことが必要である。

- ア：不適切である。この場合の注文書の郵送は、契約の申込みと考えられる。隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時から効力を生ずるのが原則である（民法第97条1項、到達主義）。そして、承諾期間（有効期間）を定めてした契約の申込みは、撤回することができない（民法第521条1項）。ただし、これは任意規定であって、注文書に「注文は撤回可能である」旨の記載がある場合には、当事者の意思に従って、注文を撤回することが可能である。
- イ：不適切である。隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する（民法第526条、発信主義）。電子契約法では、この規定は遠隔者間の契約において電子承諾通知をする場合には適用しないとされる（電子契約法第4条）。結果として、特約なき限り、顧客からの購買申込みを承諾する旨のEC事業者の電子メールが顧客に届いた時点（実際にはメール送信とほぼ同時）で、契約は成立しており、撤回を論ずる余地はない。
- ウ：適切である。隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡した時であっても、そのために効力を妨げられない（民法第97条2項）。ただし、この規定は、申込者が反対の意思を表示した場合、または相手方が申込者の死亡の事実を知っていた場合には適用されず（民法第525条）、申込みは効力を失う。
- エ：不適切である。民法では、隔地者に対して承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができないとされ（同法524条）、申込みはその間有効に存続することになる。本問では「代表者同士の対面交渉」とあるため、同条は適用されず、相手方がその場で承諾しなかった場合には、申込みは効力を失う。

よって、ウが正解である。

行為能力	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 29 年度 第 14 問

行為能力に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 制限行為能力者が、自らが制限行為能力者であることを告げずに契約を締結したことをもって、当該制限行為能力者は当該行為を取り消すことができなくなる。
- イ 被保佐人と契約をする場合には、その保佐人を代理人として締結しなければならない。
- ウ 不動産業を営むことを許された未成年者が、その営業に関して不動産を売却する場合は、法定代理人の同意を得る必要はない。
- エ 未成年者が債権者との間で当該未成年者の債務を免除する契約を締結するには、法定代理人の同意を得なければならない。

解答	ウ
----	---

■解説

民法総則から、行為能力に関する出題である。本試験で行為能力が正面から問われたのはこれが初めてである。いずれの選択肢も基本的な知識であるが、事前に準備していないと惑わされるであろう。

ア：不適切である。未成年者等の制限行為能力者が、行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない（民法 21 条）。制限行為能力者は、判断能力が不十分であることから、単独で行った契約等を取り消すことができる。しかし、その制限行為能力者が自ら偽って、行為能力者と相手方に信じ込ませた場合は、もはや保護するに値しないため、取り消すことができないとしたものである。上記の「詐術」について、判例は、制限行為能力者の単なる沈黙は「詐術」にはあたらず、取消権を行使できるとしている。

イ：不適切である。被保佐人とは、精神上の障害により判断能力が不十分であるとして、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。被保佐人は、財産上の重要な法律行為について、保佐人の同意が必要となる（民法 13 条）。保佐人が代理人になるわけではない。

ウ：適切である。営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民法 6 条）。法定代理人の同意を得る必要はない。

エ：不適切である。未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならないが、単に権利を得、または義務を免れる法律行為についてはこの限りでない（民法 5 条 1 項）。債務免除は一方的に義務を免れる法律行為にあたり、法定代理人の同意は不要である。

よって、ウが正解である。

契約締結上の過失	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 21 年度 第 15 問

A 社は、公共のインフラを整備する事業を行うことを目的として、平成 20 年（2008 年）9 月に新機器の開発とその製造に関するコンペティション（入札）を行い、その結果、B 社の製品を採用することを決定した。

A 社と B 社間で製品の仕様・対価・数量の概要が合意され、A 社が平成 21 年（2009 年）4 月から新機器を利用したサービス開始を予定していたため、B 社は新機器の開発や A 社の要求する数量を期限までに間に合わせるために、A 社と B 社間で開発及び製造に関する業務開発委託契約書を作成する前に、B 社は前倒しで部品の調達及び新機器の開発を進めていた。このような事情を A 社の担当者は把握しており、A 社は B 社に対して納品がサービス開始の日程に間に合うかということを何度となく確認し、B 社も急ピッチで作業を行っていた。

ところが、A 社の代表者が平成 21 年 1 月にいわゆるインサイダー取引の容疑で刑事訴追を受けたことから、A 社の取締役が総入れ替えして新体制となり、事業縮小の一環で当該事業も取りやめる旨を決定した。

結局、A 社と B 社間では契約書の作成も行われず、B 社が調達した部品や開発した機器が、A 社の当該事業のために特別に発注したものだだったため、他に転用することができず、B 社のもとに残った。

以上のような事情を前提に次のうち最も適切なものはどれか。

- ア A 社は、B 社との間で契約を締結していないことから、B 社に生じた損害を一切賠償する必要はない。
- イ A 社は B 社に対し、契約締結の準備段階における信義則上の注意義務に基づいて、B 社が実際に当該機器の開発・製造のために調達した部品の代金の全部又はその一部を賠償しなければならない。
- ウ A 社は B 社に対し、契約を締結しなかったという債務不履行責任に基づいて、実際に B 社が A 社に当該機器を販売した場合に得られるべき利益を賠償しなければならない。
- エ A 社は B 社に対し、その代表者が刑事訴追を受けたという不法行為責任に基づいて、B 社に生じた損害を賠償しなければならない。

解答	イ
----	---

■解説

契約締結上の過失に関する問題である。

「契約締結上の過失」とは、契約の締結に至るまでの段階で当事者の一方に責めを負うべき原因があったために、相手方が不測の損害を被った場合、責めを負うべき当事者は相手方に対して損害を賠償すべきとする理論である。日本では、信義誠実の原則（民法第1条第2項）を根拠とするのが通説である。

ア：不適切である。A社とB社の間に正式な契約は締結されていなくとも、両当事者間の合意のもと、B社が納期を守るために前倒しで部品の調達および新機器の開発を進めていたとあり、交渉の進捗度は相当程度成熟していたといえる。にもかかわらず、A社が交渉を一方的に放棄することは、信義誠実の原則に反する。よって、A社はB社の被った損害を賠償する責任を負う。

イ：適切である。選択肢アで解説したように、A社は契約締結上の過失により損害賠償責任を負うが、その範囲は損害を受けた当事者がその契約が有効に締結されたと信じたことによって生じた損害（「信頼利益」という）の賠償に限定される。

ウ：不適切である。選択肢イについて述べたように、本問の場合、その損害賠償の範囲は、信頼利益の賠償に限られ、実際にB社がA社に当該機器を販売した場合に得られる利益（「履行利益」という）の賠償を請求することはできない。

エ：不適切である。不法行為による損害賠償責任が認められるためには、行為者の故意または過失と損害の間に因果関係が必要である。A社の代表者が刑事訴追を受けたことと、B社に損害が生じたことの間に、社会通念上因果関係があるとはいえない。したがって、A社はB社に対して不法行為による損害賠償責任を負わないと考えられる。

よって、イが正解である。

財産権の共有	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 28 年度 第 17 問

共有に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 共同相続された金融商品のうち、株式は共同相続人らの共有となるが、委託者指図型投資信託の受益権は相続分に応じて分割債権として各共同相続人に単独で承継取得される。
- イ 共有に係る商標権の共有者は、他の共有者の同意を得なくてもその持分を譲渡することができるが、その商標権に係る通常使用権を他人に許諾することについては、共有者の持分価格の過半数によって決する必要がある。
- ウ 共有不動産の共有者の 1 人の持分を競売により取得した買受人は、他の共有者との間で協議が調わなければ、その共有不動産全部について単独で所有権を取得することができない。
- エ 不動産の共有者の 1 人は、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

解答	エ
----	---

■解説

投資信託，商標権，不動産など財産権の共有について問われている。

ア：不適切である。判例は，共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとする（最高裁判所平成26年2月25日判決）。

イ：不適切である。商標権が共有である場合，各共有者は他の共有者の同意を得なければ，その持分を譲渡することができない（商標法第35条，特許法第73条第1項）。また，他の共有者の同意を得なければ，その商標権について専用使用権を設定し，または他人に通常使用権を許諾することができない（商標法第35条，第30条第4項，特許法第73条第3項）。

ウ：不適切である。原則としてはそのとおりであるが，他の共有者が死亡して相続人がない場合等，他の共有者との協議を経ずして，共有不動産全部について単独で所有権を取得することができる場合がある。

エ：適切である。判例では，不動産の共有者の1人は，共有不動産について実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し，単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができるとされた（最高裁判所平成15年7月11日判決）。

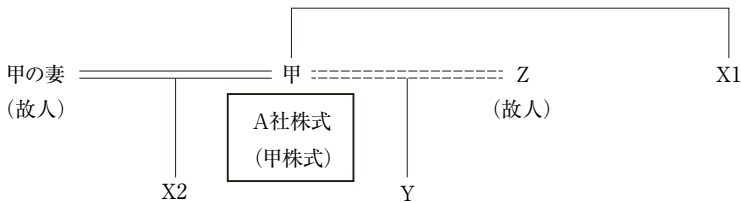
よって，エが正解である。

遺留分減殺請求と その効果	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 27 年度 第 17 問

A 株式会社（株券発行会社ではない。以下「A 社」という。）は、その発行株式の全部について譲渡による取得に取締役会の承認を要する旨、定款で定めているが、A 社が相続人に対してその取得した A 社株式を A 社に売り渡すことを請求できる旨の定款規定は存在しない。

A 社を弟の専務 X1 とともに創業し、A 社の発行済株式の 3 分の 2（以下「甲株式」という。）を保有する社長甲は、甲と Z（故人。甲と婚姻関係を有したことはない。）との間で出生した長女である Y に「その所有に属する遺産全部を遺贈する」旨の自筆遺言証書を作成した。甲の死後、甲の遺言書が自宅で見られ、家庭裁判所で甲の長男 X2（亡妻との間の子）の立ち会いの下、検認の手続が行われた。甲の子は X2 と Y の 2 名だけである。



この場合、甲株式の法律関係に関する記述として最も適切なものはどれか。なお、遺言執行者の指定、推定相続人の廃除及び相続人と受遺者間の合意はいずれも存在せず、甲株式以外の相続財産、相続債務、寄与分及び特別受益についても考慮しないものとする。

- ア X2は、Yに対して遺留分減殺請求権を行使すれば直ちに、甲株式のうち、自らの遺留分を保全するのに必要な限度の株式数を単独で取得することができる。
- イ X2は、遺留分減殺請求により甲株式につき権利を取得した場合、Yの同意を得たうえで、権利行使者をX2と指定してA社に通知すれば、単独で株主権を行使することができる。
- ウ Yが甲株式についての権利を取得するためには、その取得についてA社に承認の請求を行い、A社取締役会による承認の決定を得ることが必要である。
- エ Yに対して、X1は相続財産の3分の1、X2は相続財産の2分の1の割合で、各自遺留分減殺請求権を行使することができる。

■解説

会社株式の相続に関する遺留分減殺請求権について、行使された後の法律関係を含めて問われている。問題文からは、Yが甲に認知されているか明らかでないが、Yは甲に認知されておらず、X2が相続財産について2分の1の遺留分を有することを前提として解説する。

遺留分減殺請求権とは、遺留分を有する相続人が、被相続人の遺言や生前贈与によって、自身の取得分が遺留分より少なくなった場合に、遺贈や生前贈与を受けた者から財産などを取り戻すことができる権利である（民法1031条）。

ア：不適切である。遺留分減殺請求権の行使により、遺留分を侵害する遺贈はその限度において効力が失われる。ただし、判例は、遺留分減殺請求権が行使された後、遺贈の目的物は減殺請求者と受遺者の共有となるとしている。よって、X2が一定割合の株式について、直ちに単独で取得できるわけではない。

イ：適切である。選択肢アの解説で述べたように、遺留分減殺請求権が行使された後、遺贈の目的物は減殺請求者と受遺者の共有となる。株式が共有に属するときは、当該株式についての権利を行使する者1人を定めて会社へ通知しなければ、当該株式についての権利を行使できない（会社法106条本文）。X2は、Yの同意を得たうえで権利行使者をX2と定め、A社へ通知することにより、単独で株主権を行使することができる。

ウ：不適切である。譲渡制限株式を取得した者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（会社法136条）。しかし、同条は相続や合併などの一般承継には適用されないため、YからA社に対して承認の請求を行う必要はない。

エ：不適切である。X1は被相続人甲の弟である。そもそも、甲の子であるX2がいるので、甲の弟X1は法定相続人ではない（民法889条）。また、遺留分は被相続人の兄弟姉妹以外の相続人にのみ認められ、被相続人の兄弟姉妹には遺留分はない（民法1028条）。

よって、イが正解である。

経営承継円滑化法	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 29 年度 第 5 問

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に定められた遺留分に関する民法の特例に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 旧代表者の推定相続人が除外合意や固定合意の当事者となった場合において、当該推定相続人の代襲者には、除外合意や固定合意の効力は及ばない。
- イ 旧代表者の推定相続人でない者は、除外合意や固定合意の当事者となることはできない。
- ウ 旧代表者の推定相続人の中に除外合意や固定合意の当事者となっていない者がいても、これらの合意は有効に成立する。
- エ 除外合意や固定合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となった場合には、除外合意や固定合意は効力を失う。

■解説

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）の遺留分に関する民法の特例について、除外合意・固定合意の要件や効力が問われている。

ア：不適切である。除外合意・固定合意は、合意の「当事者」以外の者（例：旧代表者から贈与を受けた第三者）に対しては効力を及ぼさない（同法9条3項）。この「当事者」には、合意をした当事者が死亡した場合の代襲者（民法887条2項）も含まれる。なお、旧代表者の生存中に後継者が死亡したときは、合意は効力を失うので（同法10条2号）、混同しないようにしたい。

イ：不適切である。平成27年の同法改正により、2016年4月1日以降、旧代表者の推定相続人以外の後継者も、除外合意や固定合意の当事者となることができるようになった。

ウ：不適切である。除外合意・固定合意が有効に成立するためには、旧代表者の推定相続人及び後継者の全員の合意をもって、書面により定めることが必要である（同法4条1項）。

エ：適切である。除外合意・固定合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となった場合、合意は効力を失う（同法10条4号）。推定相続人の代襲者が旧代表者の養子となった場合、その者は「推定相続人の代襲者としての地位」と「旧代表者の子としての地位」を併せ持つことになる。その者が「旧代表者の子としての地位」で合意に参加した事実はないため、「旧代表者の推定相続人及び後継者の全員で合意した」という前提が失われるからである。

よって、エが正解である。

出資単位の変更	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 24 年度 第 2 問

株主管理のコストに関する以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、顧客である株式会社の代表取締役甲氏との間で、平成 24 年 6 月 6 日に行われたものである。その前提で、会話中の空欄に当てはまる語の組み合わせとして、最も適切なものを選び、下記の解答群から選べ。

甲 氏：「実は、当社では、株主管理のためのコストが問題となっていてまして…」

あなた：「御社の株主の状況はどうなっていましたっけ。」

甲 氏：「この書面のとおりです。」

あなた：「ええっ、本当ですか…。この 1 株ずつ持っている 500 名はどういった人ですか。」

甲 氏：「取引先の経営者かその関係者です。何十年も前に、取引先にも株を持ってもらおうということで、先代の社長が実施しまして、当社は資本金が 5,000 万円しかないのに、株主は約 500 名という形になりました。それでも当初は取引先とも関係がよくなるなどメリットは多かったのですが、その後の長い間に取引先も代替わりや廃業などがあって、現在では、メリットは失われ、毎年の株主総会の招集通知を送るコストだけでもばかにならないよという話になってきました。」

あなた：「なるほど。そうしますと あるいは を利用することが考えられると思います。」

甲 氏：「そうするとどうなるのですか。」

あなた：「どちらでも、例えば、今の 10 株を 1 つのまとまりにしてしまう、といったことができます。そうすると、その他 500 名の方に、株主総会の招集通知を送る必要がなくなります。」

甲 氏：「2 つの方法では何が違うのですか。」

あなた：「 の場合、これらの 500 名の方は、最終的には、お金が支払われ、御社の株主ではなくなります。 の場合は、買取請求をされたりした場合には株主でなくなりますが、そうでなければ、これらの 500 名の方も株主

であり続けます。」

甲 氏：「今年の招集通知を送らなくても済む方法を使いたいのですが。」

あなた：「残念ながら、どちらの方法も、株主総会での特別決議がないと実施できないので、最短でも、今回の総会で承認決議をしてからということになります。」

【甲氏が持参した書面】

当社株式	合計 1 万株
(内訳)	
甲	6,200 株
X 氏	2,200 株
Y 氏	1,000 株
Z 氏	100 株
その他 500 名	各 1 株

〔解答群〕

ア	A：株式分割	B：単位株制度
イ	A：株式併合	B：単元株制度
ウ	A：単位株制度	B：株式併合
エ	A：単元株制度	B：株式分割

解答	イ
----	---

■解説

出資単位の変更について、株主管理コスト低減をテーマとして事例形式で問う問題である。

空欄 A と空欄 B は、「あなた」の第4発言にあるように、どちらも「例えば、今の10株を1つのまとまりにしてしまう」ことにより、現在の1株株主500名に株主総会の招集通知を送らなくて済むようにできる点では同じである。現行の会社法において、出資単位を引き上げ、株主管理コスト低減のために用いることのできる制度としては、「単元株制度」と「株式併合」がある。

単元株制度とは、株主総会等で株主が議決権を行使するために一定数（一単元）の株式を必要とする制度のことをいう（会社法第188条）。本問の場合、たとえば10株を1単元と定める。また、単元株式数に満たない株式のことを単元未満株式という。

単元株制度においては、単元未満株式を持つ株主は議決権のほかにも一定の権利が制約される（会社法第189条）。このため、単元株式数を定める際は、原則として、株主総会において取締役から単元株式数を定めることを必要とする理由を説明し（会社法第190条）、特別決議による承認を得て定数を変更しなければならない（会社法第466条、第309条第2項第11号）。また、単元未満株式を持つ株主の投下資本回収機会を保障するため、株式買取請求権が認められ（会社法第192条）、会社は定款に定めがあれば単元未満株主に対し売り渡し請求をすることもできる（会社法第194条）。

一方、株式併合とは、複数の株式を合わせて、より少ない株式数にすることをいう（会社法第180条）。本問の場合、たとえば10株を1株に併合する。

株式併合においては、併合によって単元未満株となり議決権を失う株主を保護するため、実施には株主総会の特別決議（会社法第309条第2項第4号）が必要である。株主総会において取締役は併合を必要とする理由を説明する必要がある（会社法第180条第3項）。また、株式の併合がその効力を生ずる日の2週間前までに、株主に併合に関する事項を通知または公告しなければならない（会社法第181条）。株式併合によって単元未満株となる株主に対しては、原則として競売、例外として裁判所の許可を得て売却した上、その代金を交付する（会社法第235条）。

ア：不適切である。「株式分割」を行うと、株式数が増えてしまう。議決権を行使できる株主数を減らし、株主管理コストを低減するという目的には適さない。また、「単位株制度」とは、旧商法で認められた制度で、会社法では廃止されている。

イ：適切である。あなたの第5発言を上記の解説に照らすと、強制的に株式を売却して代金を交付し、株主でなくすることができる「株式併合」が空欄 A に、株主側の株式買取請求権の行使（権利なので任意）に委ねられる「単元株制度」が空欄 B に入る。

ウ：不適切である。「単位株制度」については選択肢アの解説を参照。「株式併合」では、株主の買取請求権は認められないので、空欄 B には入らない。

エ：不適切である。「単元株制度」では、株主が株式買取請求権を行使しなければ株主として残るので、空欄 A には入らない。「株式分割」については、選択肢アの解説を参照。

よって、イが正解である。

累積投票制度	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 26 年度 第 2 問（設問 2）

X 株式会社（以下「X 社」という。）は、Y 株式会社（以下「Y 社」という。）との間で、それぞれが出資して株式会社形態の新会社を設立し、合併事業を行おうとしている。これを前提に下記の設問に答えよ。

（設問 2）

X 社と Y 社の交渉により、合併会社に対しては、Y 社が議決権の過半数を確保できるように出資することとなった。しかし、取締役の全員を Y 社だけで選任できることとすると、合併会社の運営に X 社の意向が全く反映されないことになりかねないので、累積投票制度を排除しないことになった。

この点、株主総会に出席した株主が有する株式数の合計が a 株である場合において、 b 名の取締役を選任するときに、自派から c 名の取締役を当選させることができる最小株式数は、 $\frac{ac}{(b+1)} + 1$ 〔端数切捨〕となることが知られている。

合併会社の発行済株式総数を 90 株、X 社が保有する株式を 31 株、Y 社が保有する株式を 59 株、選任する取締役の数を 5 名とした場合に、Y 社が株主総会に出席して反対しても、X 社が当選させることができる取締役の最大の人数として、最も適切なものはどれか。

ア 0 名

イ 1 名

ウ 2 名

エ 3 名

■解説

累積投票制度とは、少数派の株主にも取締役を選任する機会を与え、自分たちが選任した取締役によって会社を監視させることができるようにするものである。2人以上の取締役を選任する場合、株主は、定款で排除されていない限り、株主総会の日の5日前までに請求することにより、累積投票によって取締役を選任すべきことを請求することができる（会社法第342条第1項・2項）。

実際には、定款に累積投票を排除する規定を設けている会社が多いが、合併契約においては、親会社となる両当事者のバランスを取るため、累積投票制度を排除せず、少数派株主からも取締役を選任できるようにする場合がある。本問は、そのような取り決めがある場合について、前提条件を与え、実際に少数派株主から当選させられる人数を求める問題である。

問題文の記述をもとに、X社が保有する株式31株をもって当選させることのできる取締役数を計算すると、以下のようになる。

$$\begin{aligned}\frac{ac}{(b+1)} + 1 &= 31 \\ a=90, b=5 \text{ より} \\ \frac{90c}{(5+1)} + 1 &= 31 \\ \therefore c &= 2\end{aligned}$$

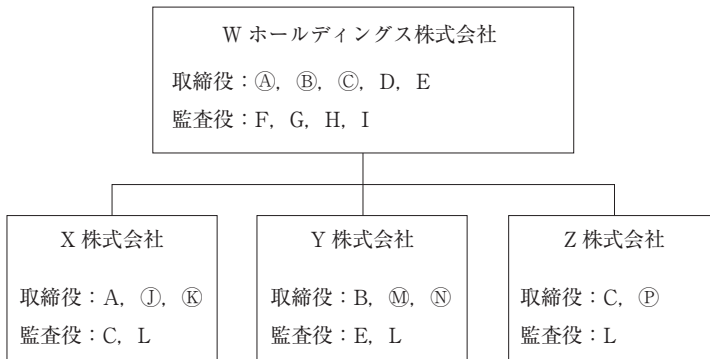
よって、ウが正解である。

社外取締役・ 社外監査役	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 24 年度 第 1 問

W ホールディングス株式会社及びその子会社における役員の状況は以下のとおりである。

同じ英文字は、同じ人物であることを示し、取締役のうち、○がついている者は業務執行取締役とする。このとき、「会社法第2条に定義される社外取締役又は社外監査役」に該当しない者として最も適切な者を下記の解答群から選べ。なお、当該図以外の要件については特に問題とならないものとする。



〔解答群〕

- ア W ホールディングス株式会社における取締役 A
- イ X 株式会社における監査役 C
- ウ Y 株式会社における取締役 B
- エ Z 株式会社における監査役 L

■解説

社外取締役（社外監査役）とは、取締役会の監督機能強化を目的とし、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない独立した有識者や経営者などから選任される取締役（監査役）である。

平成 26 年改正会社法で、社外取締役・社外監査役の資格が見直されたため、以下では改正法に沿って選択肢を検討する。

社外取締役とは、株式会社の取締役で、①現在および就任前 10 年以内において当該会社または子会社の業務執行取締役等でなく、②親会社の取締役等でなく、③兄弟会社の業務執行取締役等でなく、④当該会社の取締役等の配偶者または 2 親等内の親族でないものをいう（会社法第 2 条第 15 号）。

また、社外監査役とは、株式会社の監査役で、①就任前 10 年以内において当該会社または子会社の取締役等でなく、②親会社の取締役等や監査役でなく、③兄弟会社の業務執行取締役等でなく、④当該会社の取締役等の配偶者または 2 親等内の親族でないものをいう（会社法第 2 条第 16 号）。

ア：該当しない。W ホールディングス株式会社における取締役 A は、W ホールディングス株式会社の業務執行取締役であるから、社外取締役ではない。

イ：該当しない。X 株式会社における監査役 C は、親会社の取締役であるから、X 株式会社の社外監査役ではない。

ウ：該当しない。Y 株式会社における取締役 B は、親会社の取締役であるから、Y 株式会社の社外取締役ではない。

エ：該当する。Z 株式会社における監査役 L は、兄弟会社の監査役であるが、兄弟会社の業務執行取締役等ではないため、Z 株式会社の社外監査役である。（平成 26 年改正法で新設された「就任前 10 年以内」という要件の充足は不明であるが、本問では無視できるものとする。）

よって、ア・イ・ウが正解である。

執行役等	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成23年度 第5問

次の文章は、中小企業診断士であるあなたと、顧客であるX株式会社の代表取締役の甲氏との間の会話である。この会話の空欄AとBに入る用語の組み合わせとして最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「私の会社もある程度大きくなって、取引先も大手の会社が増えてきたから、社員の肩書を変えようかと思ひましてね。」

あなた：「どのようなものをお考えなんですか。」

甲 氏：「何かこう見栄えのいいのがいいなあと思ひましてね。取引先でもらう名刺なんか見ると、エグゼクティブ何とかとか、何ちゃらプレジデントとか、何とか A とか、いろいろあるからそれを参考にして、営業本部長を業務 B とかそういった名前にしようかなと思ひているんですよ。」

あなた：「えっ、その B という肩書ですと、本当は会社法上の機関でないのに、会社法上の機関、役員と間違われてしまいますよ。」

甲 氏：「えっ、役員ということは取締役と一緒にということですか。それじゃあうまくないなあ。そうすると、 A というのも、機関というものになるわけですか。」

あなた：「いえ、 A という名称は、法律上にこれといった根拠があるものではなく、最近の実務慣行で使われるようになった名称ですので、会社法上の機関ではありません。そういったこともあって、取締役といった役員の名称とは別に、 A という名称を使っている場合もあります。」

甲 氏：「へえ。じゃあ A という名称はどういったときに使えばいいんですか。」

あなた：「いろいろなケースがあるので一概にはいえません。会社との間の契約の内容も様々といわれています。」

〔解答群〕

- | | |
|----------|--------|
| ア A：CFO | B：執行役員 |
| イ A：執行役 | B：CFO |
| ウ A：執行役 | B：執行役員 |
| エ A：執行役員 | B：執行役 |

■解説

会社法上の機関ではない「執行役員」を引き合いに出し、会社法上の機関である「執行役」に関する理解を問う問題である。

執行役員制度とは、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、双方の機能強化を目指すものである。

会社法上、取締役会は、業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を持つ。しかし、日本企業の多くにおいては、取締役が業務執行者として事業本部長などを兼務しており、担当部門の利益を優先しがちであるといわれる。また、取締役の人数が多すぎて取締役会で実質的な議論ができないなど、形骸化も指摘される。そこで、大企業を中心に、米国の業務執行役員を手本として、業務を分野ごとに分け、執行役員が置かれるようになってきた。なお、「執行役員」は、会社法には規定のない内部的な任意機関であり、その権限や責任は会社によりまちまちである。

一方、「執行役」は委員会設置会社に設置が義務づけられる、業務執行機関である（会社法第402条第1項）。執行役は、会社法上の「役員」（取締役、会計参与、監査役のこと。会社法第329条）には含まれないが、「役員等」には、会計監査人とともに含まれる（会社法第423条第1項）。

また、CFOとは、「最高財務責任者」を意味する英語の頭文字で、財務に関する業務執行を統括する役員、執行役員または執行役の名称として使用される。

解答にあたっては、空欄に入る用語のヒントを、前後の発言から拾うことになる。

Aについては、あなたの第3発言に「法律上にこれといった根拠があるものではなく」「会社法上の機関ではない」とあるので、会社法に規定のない内部的な任意機関である「執行役員」が入る。

Bについては、あなたの第2発言に「本当は会社法上の機関でないのに、会社法上の機関、役員と間違われてしまう」とあるので、会社法が委員会設置会社の必置機関と規定する「執行役」が入る。

よって、エが正解である。

資本金の金額が 及ぼす影響	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成29年度 第4問（設問2）

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、新株発行による資金調達を行おうとしているX株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「新株発行により3,000万円を調達しようと考えています。株式の発行に際して払い込まれた金額は、資本金か資本準備金かのどちらかに計上しなければならぬと聞きましたが、具体的にいくらにすればいいのでしょうか。」

あなた：「会社法上の規定により、3,000万円のうち、少なくとも 円は、資本金として計上しなければならぬので、残りの 円についていくらを資本金にするのが問題になります。資本金の額が許認可の要件となっている事業を行う場合などを除き、一般的には資本金に計上する金額を少なくした方が有利なことが多いように思います。」

甲 氏：「資本金を増やす特別な理由がないのであれば、資本金に計上する金額は少なくした方がいいみたいです。今回は、 円を資本準備金の金額としておきます。」

（設問2）

会話の中の下線部に関連し、最も適切なものはどれか。

- ア 資本金の金額によって、監査役設置会社において会計監査人を設置しなければならないかどうかの影響を受けることはない。
- イ 資本金の金額によって、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者該当するかどうかの影響を受けることはない。
- ウ 資本金の金額によって、下請代金支払遅延等防止法によって保護される下請事業者該当するかどうかの影響を受けることはない。
- エ 増える資本金の額が多くなっても、資本金の額の変更に係る登記に要する登録免許税の金額が増えることはない。

■解説

資本金の金額が会社に及ぼす影響について、幅広く問われている。

ア：不適切である。会社法において、会計監査人監査が義務付けられるのは、①大会社（会社法 328 条 1 項・2 項）、②監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社（同法 327 条 5 項）、③会計監査人の任意設置を行った会社（同法 326 条 2 項）の 3 つである。

①の大会社とは、最終事業年度に係る貸借対照表の資本金が 5 億円以上、または負債の部の合計額が 200 億円以上の株式会社をいう（会社法 2 条 6 項）。資本金が 5 億円以上になると、翌事業年度から会計監査人監査を受ける必要がある。

イ：適切である。個人情報保護法は、2017 年 5 月 30 日以降、個人情報を取り扱うすべての事業者に適用され、個人事業主・法人の別や資本金の額を問わない。

ウ：不適切である。下請代金支払遅延等防止法は、親事業者・下請事業者の資本金規模と取引の内容を基準に、対象となる取引を定めている。「従来は対象であったが、資本金の額を増やしたために対象外になった」ということがあり得る。

エ：不適切である。資本金の額を増やす場合、増加した額の 1000 分の 7（これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは 1 件につき 3 万円）の登録免除税が必要である。資本金の額が多くなると、税額が増えることがあり得る。なお、資本金の額は、他にも以下のような場面で影響を及ぼす。

- ・法人税（中小企業に対する優遇税制）

資本金の額が 1 億円以下の中小企業が対象となる。

- ・事業税

資本金の額が 1 億円超の場合、外形標準課税が適用される。また、資本金の額が 1 千万円以下で一定の条件を満たす場合、軽減税率適用法人となる。

- ・消費税

資本金の額が 1 千万円以上の場合、設立年度から納税義務が発生する。

よって、イが正解である。

ハーフィンダール・ ハーシュマン指数	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 27 年度 第 4 問

一定の取引分野における競争を実質的に制限することになる、株式の取得、合併、吸収分割、共同株式移転、事業譲受けといった企業結合は、独占禁止法により禁止されている。この点、企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）が次の①から③のいずれかに該当する場合には、通常、独占禁止法に違反しないと考えられている。この①から③の規準を満たす領域のことを「セーフハーバー」と呼ぶ。

HHI は、一定の取引分野における各事業者の市場シェア（百分率で示される。）をそれぞれ 2 乗し、2 乗された市場シェアを合計することによって算出される。

①企業結合後の HHI が 1,500 以下である場合

②企業結合後の HHI が 1,500 超 2,500 以下であって、かつ、結合後の HHI から結合前の HHI を控除した数値が 250 以下である場合

③企業結合後の HHI が 2,500 を超え、かつ、結合後の HHI から結合前の HHI を控除した数値が 150 以下である場合

企業結合前の一定の取引分野における各事業者の市場シェアについては、次の（1）と（2）の 2 つの場合があるとして、セーフハーバーを満たさないものを下記の解答群から選べ。

（1） 企業結合前の一定の取引分野における各事業者の市場シェアが、A 社 30%、B 社 25%、C 社 20%、D 社 10%、E 社 9%、F 社 6% の場合。

（2） 企業結合前の一定の取引分野における各事業者の市場シェアが、A 社 40%、B 社 30%、C 社 12%、D 社 10%、E 社 5%、F 社 3% の場合。

[解答群]

- ア (1) の場合において、C 社と E 社が企業結合を行い、結合後の市場シェアが A 社 30%、C+E 社 29%、B 社 25%、D 社 10%、F 社 6%となるとき。
- イ (1) の場合において、D 社と E 社が企業結合を行い、結合後の市場シェアが A 社 30%、B 社 25%、C 社 20%、D+E 社 19%、F 社 6%となるとき。
- ウ (2) の場合において、C 社と E 社が企業結合を行い、結合後の市場シェアが A 社 40%、B 社 30%、C+E 社 17%、D 社 10%、F 社 3%となるとき。
- エ (2) の場合において、D 社と E 社が企業結合を行い、結合後の市場シェアが A 社 40%、B 社 30%、D+E 社 15%、C 社 12%、F 社 3%となるとき。

解答	ア
----	---

■解説

独占禁止法は、製品価格の不当値上げなど、競争の制限につながるおそれのある企業結合を禁じている。個別案件の審査は、公正取引委員会が定める「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下、「企業結合指針」という）に基づいて行われる。

ハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）とは、市場の集中度を測る指標である。HHIは業界各社のシェアの2乗を合計することで求められ、その数値が大きいほど市場が寡占化していることを意味する。企業結合指針では、HHIが問題文の①～③に該当する場合は独占禁止法に違反しない（セーフハーバー）とされている。

なお、HHIは多くの受験生にとって耳慣れない用語であると思われるが、正解に至るための判断基準はすべて問題文に載っている。このように、減多に出ない事項が出題された場合、落ち着いて取り組みれば正解できるように作問されていることが多いので、その例として参考にしてほしい。

まず、問題文より、企業結合前のHHIは次のように計算できる。

(1)における企業結合前のHHI： $302+252+202+102+92+62=2,142$

(2)における企業結合前のHHI： $402+302+122+102+52+32=2,778$

ア：満たさない。(1)における企業結合前のHHI(2,142)に対し、合併後のHHIは、 $302+292+252+102+62=2,502$ となる。企業結合による増加分は $2,502-2,142=360$ となり、③の基準を超えている。

イ：満たす。(1)における企業結合前のHHI(2,142)に対し、合併後のHHIは、 $302+252+202+192+62=2,322$ となる。企業結合による増加分は $2,322-2,142=180$ となり、②の基準の範囲内である。

ウ：満たす。(2)における企業結合前のHHI(2,778)に対し、合併後のHHIは、 $402+302+172+102+32=2,898$ となる。企業結合による増加分は $2,898-2,778=120$ となり、③の基準の範囲内である。

エ：満たす。(2)における企業結合前のHHI(2,778)に対し、合併後のHHIは、 $402+302+152+122+32=2,878$ となる。企業結合による増加分は $2,878-2,778=100$ となり、③の基準の範囲内である。

よって、アが正解である。

企業結合に関する 独占禁止法の規制	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 28 年度 第 3 問（設問 2）

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社（以下「X 社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。X 社は、 a の製造販売事業（以下「 a 事業」という。）を営んでいる。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「おかげさまで弊社の a 事業は好調です。そこで、業容を拡大したいと考えていたところ、先日ちょうど、取引銀行を通じて、弊社と同じ a 事業を営んできた Y 社から、事業の選択と集中を進めたいから同事業を買収しないかという話をもらいまして、現在前向きに検討しています。Y 社は、 a 事業以外の事業も営んでいるので、新設分割で a 事業をいったん切り出して子会社 Z 社を設立し、弊社が Y 社から Z 社の全株式を現金で買い取るスキームを考えています。何か注意しておいた方がいいことはありますか。」

あなた：「」。それから、同業他社から競合する事業を買収することになりますから、独占禁止法に抵触するかどうか問題になります。少なくとも公正取引委員会への届出の可否については検討しなければなりません。」

甲 氏：「。」

あなた：「」。いずれにせよ、事業の買収、特に買い手の場合には、大小様々なリスクを伴いますから、その分野に詳しい専門家からアドバイスを受けないと後で痛い目を見ますよ。ちょうどいい人を知っていますから紹介しますよ。」

甲 氏：「ありがとうございます。」

(設問2)

会話の中の空欄BとCに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア B：株式買取りのスケジュールには影響しますか
C：公正取引委員会が短縮を認めてくれない限り、最短でも届出を受理されてから、30日を経過するまでは、株式を取得することはできないので、スケジュールに影響しますね
- イ B：届出を行うのは、X社ですか。Y社ですか
C：Y社です
- ウ B：届出を行う前に、公正取引委員会に相談に行くことはできるのですか
C：できません
- エ B：どんな規模でも届出が必要になるのですか
C：X社の企業グループ全体の国内売上高が10億円以上の場合で、かつ、Z社とその子会社の国内売上高の合計が1億円以上の場合に、届出が必要になります

解答	ア
----	---

■解説

株式買取りによる企業結合に関する独占禁止法の規制が、公正取引委員会への手続とともに問われている。

ア：適切である。独占禁止法第10条では、届出が必要な株式取得について、会社は株式取得の届出受理の日から30日を経過するまでは、株式取得をしてはならないとしている。なお、選択肢アにあるように、公正取引委員会は、必要があると認める場合は30日間の株式取得禁止期間を短縮することができる。

イ：不適切である。届出を行うのは、他社の株式を取得しようとする会社（本問ではX社）である。

ウ：不適切である。企業結合について届出を予定する会社は、当該企業結合計画や届出書の記載方法等について、事前に公正取引委員会へ相談することができる。

エ：不適切である。正しくは、企業グループ全体の国内売上高が200億円を超える場合、かつ株式発行会社（本問ではZ社）とその子会社の国内売上高の合計が50億円を超える場合である。（ほかに議決権保有比率の要件があるが、ここでは省略する。）

よって、アが正解である。

プロバイダ 責任制限法	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 20 年度 第 14 問

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生したときの責任や権利について定められた法令に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法がある。その実効性を期待されて成立したが、実際に運用が始まってみるといろいろと問題も生じてきた。

この法律の内容について、最も不適切なものはどれか。

- ア 権利者は書き込みを行った発信者情報の開示をプロバイダに請求できるが、開示請求した権利者の「権利が侵害されたことが明らかであるとき」に限られ、明らかかどうかについての一次的な判断はプロバイダに委ねられている。
- イ 発信者の「表現の自由」を著しく侵害したり、誤って発信者情報を開示してしまう可能性などがあり、プロバイダには慎重な判断が求められるため、プロバイダに故意もしくは重大な過失がなければ、開示請求に応じなくても賠償責任を負わないことを定めている。
- ウ プロバイダには自己が管理するサイトについて常時監視義務が規定され、権利者から通知があった情報については、自己の管理するサイト内において違法な侵害行為があるか否かについて、常に監視していなければならないとされている。
- エ プロバイダは、権利を侵害されたとする被害者から書き込み内容の削除要請があったとき、要請があったことを書き込みした人物に対して伝えたにもかかわらず7日以内に返事がない場合には、削除などの「送信防止措置」をとることができる。

■解説

いわゆるプロバイダ責任制限法に関する知識を問う問題である。

同法は、インターネットのウェブページや電子掲示板等で情報が流通し、他人の権利が侵害された場合における、①プロバイダの損害賠償責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権、について定めた法律である（プロバイダ責任制限法第1条）。

ア：適切である。発信者情報の開示請求権は、開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかである場合に限られる（プロバイダ責任制限法第4条第1項第1号）。また、「権利が侵害されたことが明らかかどうか」の判断は、一次的にはプロバイダに委ねられている。プロバイダの判断により開示されなかった場合、開示請求者は裁判所に開示請求の訴えを起こすことになる。

イ：適切である。開示に応じなかったことにより開示請求者に生じた損害について、プロバイダは、故意または重大な過失がなければ免責される（プロバイダ責任制限法第4条第4項）。なお、プロバイダが開示要件の判断を誤り、開示要求に対して任意に開示した場合は、発信者からの責任追及を受けかねないので、実際にはプロバイダが任意に開示を行うことは少ない。

ウ：不適切である。本肢のような義務はプロバイダに課されていない。なぜなら、プロバイダに常時監視義務を負わせることは、プロバイダにとって負担が大きく、通信の自由を侵害する恐れも高くなることからである。

エ：適切である。プロバイダは、権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申し出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がなかった場合、削除などの「送信防止措置」をとることができる（プロバイダ責任制限法第3条第2項第2号）。

よって、ウが正解である。

資金調達	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成24年度 第16問

電子部品メーカー X 株式会社（以下「X 社」という。）の資金調達に関する、X 社社長甲氏と中小企業診断士であるあなたとの間の以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。なお、あなたの発言の下線部①～④のうち、2つには誤りが含まれている。

甲 氏：「この間、メインバンクから、大口の取引先への売掛金を、現在掛売りしている分だけでなく、今後発生する取引の分もまとめて担保に差し出せと言われたんだけど、そんなことできるの。」

あなた：「集合債権の譲渡担保という方法があります。担保提供を受けた銀行は、□A□ 登記に加えて、登記事項証明書交付による □B□ がされれば、他の債権者に対しても売掛先に対しても、将来発生する売掛債権も含めて、担保権者として優先弁済を受ける権利を主張できます。①つまり、担保権者は、融資先の期限の利益が喪失した時点で少なくとも具体的に発生している売掛債権については、融資先に担保権の実行通知を出して売掛債権の取得や処分ができますし、弁済期の到来した売掛先には直接取立てができるので、一般債権者に優先して債権回収ができます。」

甲 氏：「へえ、そうなんだ。あと、同業の Y 社は代理店になっているメーカーの意向で、電子手形というのを始めたらしいんだけど、これって要するに紙の手形が要らなくなるってやつでしょ。」

あなた：「そうですね。紙の手形の代わりに、□C□ の電子記録で債権の発生や譲渡が管理されるので、債権管理のコスト削減にもつながりますし、コンピュータのセキュリティを確保しておけば、紙の手形のような証券の紛失・盗難や偽造のリスクありません。②債務者が電子記録名義人に支払いさえすれば重大な過失がない限り免責されることや、金融機関に持ち込んで割引を受けるときに債権金額の分割ができないことは、紙の手形と同様です。」

甲 氏：「資金調達の手段が便利になったのはいいけど、作った製品が売れないことには借金を返すめども立たん。わが社はガラケー（※ガラパゴス携帯電話）全盛時代に専用設備の投資にシフトし過ぎたから、Y 社のようにスマホ（※

スマートフォン)のタッチパネル製造用に機械を更新する資金的な余裕もない。このままだと資金ショートで即アウトになりかねないから、何とか会社を生き残らせるために、民事再生とかも考えないと。」

あなた：「そうですね。③民事再生であれば、再生手続開始後も会社の業務遂行権や財産の管理処分権は維持されますから、経営者自身が企業の再建を進めているのが原則です。裁判所によって選任された監督委員の同意が必要な行為もありますけどね。あと、④民事再生手続が開始されれば、債権譲渡担保のような担保権についても、再生手続の中に組み込まれ、担保権者は届出をして再生手続に参加しない限り、担保権を実行することができません。」

(設問 1)

会話中の空欄 A～C に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- | | | | |
|---|--------|-------------|------------|
| ア | A：債権譲渡 | B：第三債務者の承諾 | C：手形交換所 |
| イ | A：債権譲渡 | B：第三債務者への通知 | C：電子債権記録機関 |
| ウ | A：債権譲渡 | B：第三債務者への通知 | C：法務局 |
| エ | A：動産譲渡 | B：引渡し | C：電子債権記録機関 |

(設問 2)

会話中のあなたの発言の下線部①～④のうち、正しい発言の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- ア 下線部①と下線部②
イ 下線部①と下線部③
ウ 下線部②と下線部④
エ 下線部③と下線部④

■解説

資金調達について、集合債権譲渡担保、電子債権、民事再生手続という今日的なテーマに関する知識を問う問題である。

(設問 1)

解答	イ
----	---

(解説)

空欄 A・B：債権の譲渡担保については、取引先の信用への影響を考えると、民法第 467 条の対抗要件（第三債務者への通知または承諾）を要するのは酷であるなど、問題があった。そこで、平成 10 年に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（債権譲渡特例法）」が制定され、同法に基づく債権譲渡担保登記ができるようになった。これによると、法務局の債権譲渡の登記ファイルに記載されれば、当該債権の債務者以外の第三者に対して確定日付の通知があったものとみなされる。また、この登記事項証明書を第三債務者（売掛先など）に交付すれば、第三債務者に対抗できる。したがって、空欄 A には「債権譲渡」、空欄 B には「第三債務者への通知」が入る。

空欄 C：電子記録債権に関する問題である。電子記録債権とは、平成 20 年 12 月に施行された「電子記録債権法」により、債権の発生・譲渡・消滅等について、記録原簿への電子記録を要件とする金銭債権である。あなたの第 2 発言にあるように、電子記録債権には、従来からある手形債権と比べて、債権管理のコスト削減、紛失・偽造のリスク低減などのメリットがある。電子記録債権の記録原簿は、電子債権記録機関（銀行の関連会社など）が作成する。したがって、空欄 C には「電子債権記録機関」が入る。

よって、イが正解となる。

(設問 2)

解答	イ
----	---

(解説)

下線部①：適切である。集合債権譲渡担保権者は、債務者が期限の利益を喪失した時点で発生している売掛債権について、債務者に担保権の実行通知を出して売掛債権の取得や処分ができる。また、弁済期の到来した第三債務者に直接取り立てをすることも可能である。このため、一般債権者に優先して債権回収ができる。

下線部②：不適切である。前段は正しい。債務者が債権記録に電子記録債権の債権者として記録されている者に対して支払いをした場合には、仮にその者が無権利者であったとしても、悪意・重過失がない限り、その支払いは有効であるとされ、支払いをした者に免責が認められている。後段は誤りである。電子記録債権の特長の1つとして、手形割引とは異なり、債権の分割により一部金額の資金化ができる点がある。

下線部③：適切である。従来の経営陣が事業の経営権を喪失し、更正管財人が経営にあたる会社更生法とは異なり、民事再生法においては、経営者に会社の業務遂行権や財産の管理処分権が維持され、経営者自身が企業の再建を進めていけるのが原則である。(ただし、実務上は裁判所により監督委員が選任され、重要事項については監督委員の同意が必要とされる場合が多い。)

下線部④：不適切である。担保権がすべて再建手続内に取り込まれ、手続外で行使することができない会社更生手続とは異なり、民事再生手続では、原則として担保権の行使を禁止することはできない。(ただし、事業継続に必要な財産が散逸すると再建が不可能になることから、競売手続中止命令などにより、担保権の行使を阻止されることはありうる。)

よって、下線部①と下線部③が適切なため、イが正解である。

金融商品取引法	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 20 年度 第 17 問

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

金融商品取引法では、企業内容の開示が適切に行われることを確保するため、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、内部統制報告制度および 書制度を導入した。内部統制報告書とは、会社の属する企業集団及び会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書である。

また、 書とは、有価証券報告書や半期報告書、四半期報告書の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正であることを した旨を記した書面であり、当該有価証券報告書等と併せて提出することを義務づけることによって、その記載内容の適正性をより高めることを目的として導入された。

(設問 1)

文中の空欄 A に入る用語として最も適切なものはどれか。

- ア 確認 イ 鑑定 ウ 宣誓 エ 調査

(設問 2)

文中の内部統制報告制度の説明として、最も不適切なものはどれか。

- ア 内部統制報告書で評価結果を表明する場合には、内部統制が有効であるか、または重要な欠陥があり有効でないかを記載しなければならない。
- イ 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。
- ウ 内部統制報告書は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を提出するごとに併せて提出しなければならない。
- エ 有価証券報告書を提出する会社であっても、有価証券を上場または店頭登録していない会社は内部統制報告書の提出は義務付けられていない。

■解説

金融商品取引法の定める内部統制制度に関し、確認書と内部統制報告書について問うものである。

金融商品取引法は上場会社に対し、財務報告に係る内部統制体制を整備し、適切に運用することを義務づける。その整備・運用の有効性については、「内部統制報告書」によって明らかにされる。また、内部統制が有効であることを前提として、有価証券報告書等の内容が適正であることは、「確認書」で保証される。金融商品取引法は、この二段構えの仕組みにより、上場企業の財務報告に対する信頼を高めることを意図している。

(設問 1)

解答	ア
----	---

(解説)

確認書の制度に関する設問である。

上述のように、金融商品取引法は、上場会社に対し、内部統制報告書とともに有価証券報告書などの記載内容の「確認書」の提出を義務づける（金融商品取引法第 24 条の 4 の 2）。

よって、アが正解である。

(設問 2)

解答	ウ
----	---

(解説)

内部統制報告書に関する設問である。

内部統制報告書とは、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するための内部統制体制を評価した報告書である（金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項）。

ア：適切である。内部統制報告書において、経営者は、内部統制の有効性の評価結果として「有効である」または「重大な欠陥があり有効でない」旨を記載する（「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」第 4 条第 1 項第 1 号様式）。

イ：適切である。本肢の内容どおりの明文規定がある（金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項）。

ウ：不適切である。内部統制報告書は事業年度ごとに、有価証券報告書と併せて提出する（金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項）。四半期報告書や半期報告書を提出する際に、併せて提出する義務はない。

エ：適切である。内部統制報告制度は、投資家に対して適切な企業内容の開示を行うことを目的としている。このため、内部統制報告書の提出が義務づけられるのは、有価証券を上場または店頭登録している会社に限られる（金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項）。

よって、ウが正解である。

金融商品取引法	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 22 年度 第 18 問

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

金融商品取引法により、上場会社は財務報告に係る内部統制報告書の提出が義務づけられている。

企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下「本基準」という。）によれば、内部統制とは、基本的に、企業の4つの目的の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、6つの基本要素から構成されると定義されている。この4つの目的のうち、「財務報告の信頼性」を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義し、この有効性について経営者による評価及び公認会計士等による監査についての考え方を示している。

中小企業においては、上場会社でない限りこのような基準の適用はないが、規模がある程度以上の会社になると、健全な会社経営のために、会社が営む事業の規模・特性等に応じた内部統制を整備することが求められている。

（設問 1）

本基準で示している内部統制によって企業が達成すべき4つの目的のうち、「財務報告の信頼性」以外の目的として、最も不適切なものはどれか。

- ア 企業統治体制の確立
- イ 業務の有効性及び効率性
- ウ 事業活動に関わる法令等の遵守
- エ 資産の保全

(設問 2)

経営者は、内部統制の目的を達成するために内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させていくことが求められている。本基準では 6 つの基本的要素（①統制環境，②リスクの評価と対応，③統制活動，④情報と伝達，⑤モニタリング，⑥ IT への対応）を列挙している。

このうち、経営者の意向および姿勢のように、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなすものとして最も適切なものはどれか。

ア 統制活動

イ 統制環境

ウ モニタリング

エ リスクの評価と対応

■解説

金融商品取引法の定める内部統制（いわゆる J-SOX）に関して，平成 19 年 2 月に企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下「本基準」という。）に含まれる，内部統制の目的や基本的要素について問う問題である。

（設問 1）

解答	ア
----	---

（解説）

本基準によれば，内部統制によって企業が達成すべき目的は，①業務の有効性および効率性（選択肢イ），②財務報告の信頼性，③業務活動に関わる法令等の遵守（選択肢ウ），④資産の保全（選択肢エ），とされる。

したがって，「企業統治体制の確立」（選択肢ア）は含まれない。よって，アが正解である。

本基準を知っていれば即答できる問題であるが，仮に知らなくても正解に達しうる。というのは，アの「企業統治体制の確立」は広く企業経営全体に関わっており，イ～エとは階層の異なる用語であるからである。

(設問 2)

解答	イ
----	---

(解説)

内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成要素として、本基準では、①統制環境（選択肢イ）、②リスクの評価と対応（選択肢エ）、③統制活動（選択肢ア）、④情報と伝達、⑤モニタリング（選択肢ウ）、⑥IT への対応の 6 つを挙げている。

（設問 1）と同様に、本基準を知っていれば即答できる問題であるが、仮に知らない場合でも、各肢の用語を設問要求（経営者の意向および姿勢のように、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与え、他の基本的要素の基礎をなすこと）に照らし、最も適切なものを選ぶことで正解に達しうる。

ア：不適切である。統制活動とは、「経営者の命令および指示が適切に実行されることを確保されるために定める方針および手続」である。これは、組織内の者の意識に影響を与えるものではない。

イ：適切である。統制環境とは、「組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングおよび IT への対応に影響を及ぼす基盤」である。

ウ：不適切である。モニタリングとは、「内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス」である。組織内の者の統制に対する意識には、少なくとも直接に影響を与えるものではなく、他の基本的要素の基礎をなすともいえない。

エ：不適切である。リスクの評価と対応とは、「組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析および評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス」である。これも、他の基本的要素の基礎をなすものとはいえない。

よって、イが正解である。

インサイダー取引	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 25 年度 第 15 問

上場している製薬企業甲社と、医療支援ビジネスを手掛けるベンチャー企業乙社が、包括的な事業提携契約を締結した。次の a～e の者のうち、甲社が上場している証券取引所における事業提携契約の適時開示前に、甲社・乙社間の事業提携契約の締結を知った上で自ら甲社株式の売買をすることにつき、インサイダー取引による規制対象者の範囲に含まれない者（複数の者による共犯関係が成立する場合を除く。）として最も適切な組み合わせを、下記の解答群から選べ。

- a 乙社取締役会における承認・報告がないのに事業提携契約を締結したことを、乙社代表取締役から伝えられた社外の第三者から教わった乙社取締役 A
- b 甲社の代表取締役として事業提携先候補の選定を行った後、半年前に取締役を退任した B
- c 甲社取材の際に偶然耳にした役員同士の立ち話から、乙社との事業提携を知った経済誌記者 C
- d 顧問先である乙社の役員から甲社との事業提携を知らされた中小企業診断士 D
- e 事業提携について甲社代表取締役から伝えられた証券会社担当者に教わった甲社株主 E

〔解答群〕

- ア a と c
- イ a と e
- ウ b と d
- エ c と e

解答	工
----	---

■解説

株式の上場に関連して、インサイダー取引について問う問題である。

インサイダー取引とは、会社の内部情報に接する立場にある会社役員等が、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前にこの会社の株式等を売買することである。このような取引が行われると、一般の投資家との不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれるおそれがあるため、金融商品取引法第166条で規制されている。インサイダー取引の要件は下記のとおりである。

(1) 誰が

①会社関係者

- ・ 上場会社、親会社、子会社の役職員
- ・ 帳簿閲覧権者
- ・ 法令に基づく権限を有する者（例：監督官庁の公務員）
- ・ 契約締結者・締結交渉中の者
- ・ 帳簿閲覧権者、契約締結者・締結交渉中の者と同一法人の他の役職員

②元会社関係者

- ・ 会社関係者でなくなってから1年以内の者

③情報受領者

- ・ 会社関係者・元会社関係者から重要事実の伝達を受けた者
- ・ 職務上の情報受領者（報道記者・証券アナリスト等）と同一法人の他の役職員

(2) いつ：重要事実の発生後、公表前に

①重要事実（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報）

- ・ 決定事実
 - 上場会社：募集株式の募集、資本減少、自己株式取得、業務提携 等
 - 子会社：株式交換、移転、合併、業務提携 等
- ・ 発生事実
 - 上場会社：業務遂行の過程で生じた損害、債務免除 等
 - 子会社：同上
- ・ 決算情報
 - 上場会社：上場会社の業績、企業集団の業績

子会社：上場子会社の業績

・バスケット条項

上場会社：上記3つ以外、投資者の投資判断に著しい影響を与える情報

子会社：同上

②公表

- ・重要事実が2つ以上の報道機関に公開され、12時間経過
- ・上場先の金融商品取引所に重要事実を通知し、当該金融商品取引所の所定のHPに掲載して公衆縦覧
- ・重要事実の記載された有価証券報告書等の公衆縦覧

(3) 何を：重要事実をしながら特定有価証券等を売買すること

①重要事実をしながら

- ・取締役等、会社関係者の立場であっても、重要事実を知らなければ売買することは可能

②特定有価証券等を売買すること

- ・特定有価証券等とは、株券・新株予約権証券、優先出資証券等
- ・売買によって利益をあげることは、要件ではない

(出典：『上場会社役職員のためのインサイダー取引規制入門』東京証券取引所)

- a：インサイダー取引規制の対象となる。乙社取締役Aは、上記の「会社関係者」、取締役会における承認・報告がないのに事業提携契約が締結されたことは、上記の「バスケット条項」にあたる。
- b：インサイダー取引規制の対象となる。半年前まで甲社代表取締役であったBは「元会社関係者」、事業提携先の選定は「決定事実」にあたる。
- c：インサイダー取引規制の対象とならない。経済誌記者Cは、偶然役員同士の立ち話を耳にした者であり、「情報受領者」にあたらない。
- d：インサイダー取引規制の対象となる。事業提携について知られた中小企業診断士は「情報受領者」、事業提携は「決定事実」にあたる。
- e：インサイダー取引規制の対象とならない。「情報受領者」は、会社関係者から直接情報伝達を直接受けた者でなければならないとされる。甲社株主Eは、直接情報を受けた者からさらに情報を受領した者であるため、「情報受領者」にあたらない。

よって、cとeが規制対象者の範囲に含まれない者であり、エが正解である。

有価証券報告書	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 27 年度 第 18 問（設問 2）

中小企業診断士であるあなたと、東京証券取引所が運営する新興市場に上場した顧客企業の IR 担当執行役員甲氏との以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。

（中略）

甲 氏：「例えば有価証券報告書に虚偽記載があった場合、どのようなペナルティがありますか。」

あなた：「当局に提出して開示した有価証券報告書の重要な事項について虚偽記載があったり記載が欠けたりした場合、有価証券の発行者である会社が課徴金を国庫に納めなければなりません。課徴金の金額については、その発行会社が発行する有価証券の市場価額の総額に を乗じて算出した額が 600 万円を超えなければ 600 万円、超えればその算出額になります。

また、重要な事項について虚偽記載等のある有価証券報告書の提出会社は、流通市場における有価証券の取得者・ に対して、金融商品取引法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。この流通市場における提出会社の損害賠償責任については、発行市場における発行会社の損害賠償責任と 、 であるとされています。さらに罰則もあります。具体的に重要な事項の虚偽記載とされる事例については、専門家のアドバイスを受けてください。」

甲 氏：「ウチみたいに経営の規模が小さければ、 に対する監査の免除といった新規上場企業の負担軽減措置も受けられますが、やはり上場した以上、責任は重いのですね。」

(設問 2)

会話中の空欄 A～E に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

ア A : 10 万分の 6 B : 処分者 C : 異なり
D : 立証責任の転換された過失責任 E : 内部統制報告書

イ A : 10 万分の 3 B : 処分者 C : 同様
D : 無過失責任 E : 有価証券届出書

ウ A : 100 分の 2.25 B : 転得者 C : 異なり
D : 一般不法行為と同様の過失責任 E : 有価証券報告書

エ A : 100 分の 1 B : 発行者 C : 同様
D : 結果責任 E : 事業報告書

解答	ア
----	---

■解説

有価証券報告書の虚偽記載に関する課徴金や責任の性質など、やや細かい知識を問う問題である。平成 26 年の法改正についての知識を含む。

・空欄 A について

有価証券報告書の虚偽記載における課徴金は、算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額と、600 万円の、いずれか高い額である（金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項）。よって、「10 万分の 6」があてはまる。

・空欄 B について

以前は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書を提出した会社は、流通市場において当該会社等の有価証券を取得した者に対し、損害賠償責任を負うとされていた。平成 26 年の金融商品取引法改正により、有価証券を処分した者に対しても、損害賠償責任を負うとされた（同法 21 条の 2 第 1 項）。よって、「処分者」があてはまる。

・空欄 C・D について

以前は、会社が虚偽の開示書類を提出した場合、会社は無過失責任を負うとされていた。平成 26 年の金融商品取引法改正により、流通市場における責任は過失責任（ただし、提出した会社側が無過失の立証責任を負う）に変更された。なお、発行市場における責任は、無過失責任のままであり、変更はない（以上、同法 21 条の 2 第 1 項・第 2 項）。よって、C は「異なり」が、D は「立証責任の転換された過失責任」があてはまる。

・空欄 E について

以前は、新規上場会社であっても、内部統制報告書に関わる監査は免除されてはいなかった。内部統制報告書に係る負担の重さが新規上場を躊躇させる要因の 1 つになっているという意見に応じて、平成 26 年の金融証券取引法改正により、新規上場後 3 年間は、内部統制報告書に関わる監査義務が免除されることとされた（同法 193 条の 2 第 2 項 4 号）。ただし、内部統制報告書の提出自体は必要であるので、間違えないようにしたい。よって、「内部統制報告書」があてはまる。

よって、アが正解である。

公開価格の決定	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 21 年度 第 17 問

次の文中の空欄に入る最も適切なものを下記の解答群から選べ。

証券取引所に新規に上場申請する会社が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株式の公募または売出し（以下「上場前の公募等」という。）の価格（以下「公開価格」という。）の決定については証券取引所の定める方法で行わなければならない。

証券取引所は、その規則で、上場前の公募等を行う場合には か競争入札による公募等のいずれかの手続きを行わなければならないと定めている。

このうち、 とは、新規上場申請会社および引受証券会社が、その申請会社の財政状態および経営成績、ならびに、有価証券の投資に係る専門知識および経験を有する者の意見等を総合的に勘案した公開価格に係る仮条件を決定し、それをもとに投資者からの需要状況を調査する手続きである。公開価格は、 により把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険および需要見通しを総合的に勘案して決定される。

〔解答群〕

ア 比例配分方式

イ ブック・ビルディング

ウ マーケット・メイク

エ 類似会社比準方式

解答	イ
----	---

■解説

株式上場に関連して、証券取引所の定める公開価格の決定方法を問う問題である。

ア：不適切である。比例配分方式は、証券取引所において株価が制限値幅いっばいのストップ高、ストップ安で終値を決定する場合に使われる。たとえば、ストップ高の場合、売り物が少なく買い物が殺到している状態なので、通常の板寄せ方式では値を付けることができない。そのような場合に売買を成立させて値段をつける方法が、比例配分方式である。

イ：適切である。ブック・ビルディングとは、引受証券会社が、以下のプロセスに基づいて、新たに予定の会社の公開価格を決定する方式のことをいう。

- ①申請会社の財務状態、経営成績、投資に関して専門知識を有する者の意見を総合し、公開価格の仮条件を設定する。
- ②その仮条件を投資家に提示し、投資家の需要状況を把握することによって、市場動向に即した公開価格を決定する。

ウ：不適切である。マーケット・メイクとは、特定の銘柄について複数のマーケットメイカー（証券会社）が、顧客の売買に応じる価格と株数を常に提示し、顧客注文に対して取引を成立させる義務を負う方式である。以前はジャスダック証券取引所の売買制度として採用されていたが、現在では廃止されている。

エ：不適切である。類似会社比準方式とは、株式公開前の制限期間中に行う第三者割当増資や株式移動、入札下限価格の算定の際に用いる株価算定の方式である。公開前は証券市場で成立した客観的な時価がないため、新規公開申請者と類似の上場会社（2社以上を選定）の収益力と純資産を勘案し、類似会社比準価格を算定する。

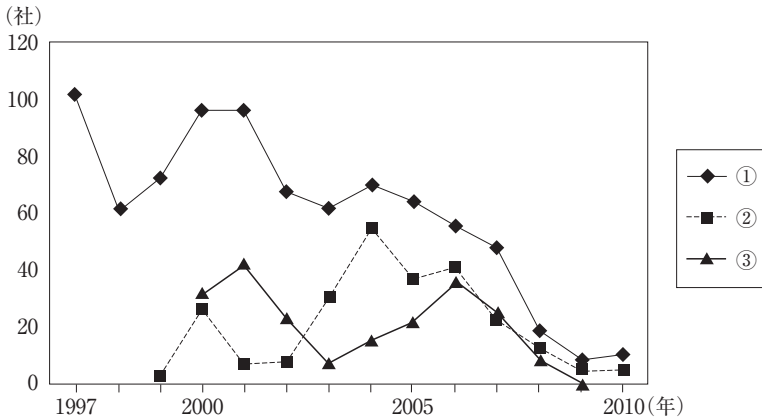
よって、イが正解である。

新興株式市場	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 16 問

下図は、日本の代表的な新興株式市場であるジャスダック、マザーズ、ヘラクレス市場の新規上場会社数の推移である。図の①～③に当てはまる市場名称の組み合わせとして最も適切なものを下記の解答群から選べ。

なお、ジャスダック市場の上場会社数には前身の店頭登録会社数を、ヘラクレス市場の上場会社数には前身のナスダックジャパン市場の会社数を含めて集計している。



〔解答群〕

- ア ①：ジャスダック ②：ヘラクレス ③：マザーズ
- イ ①：ジャスダック ②：マザーズ ③：ヘラクレス
- ウ ①：マザーズ ②：ジャスダック ③：ヘラクレス
- エ ①：マザーズ ②：ヘラクレス ③：ジャスダック

解答	イ
----	---

■解説

日本の代表的な新興株式市場であるジャスダック、マザーズ、ヘラクレスについて、新規上場会社数の推移を問う問題である。

新興株式市場の中では、ジャスダックが一番古く、その前身の店頭登録制度は1963年に創設された。1999年にはマザーズが創設され、続く2000年にはヘラクレスが創設された。2010年、ヘラクレスがジャスダック市場およびNEO市場と統合され、新ジャスダックとして生まれ変わった。

一見してわかるのは、③の線が2009年までで消えていることである。これは、上記のとおり、ヘラクレスがジャスダックに統合されたからである。したがって、③はヘラクレスである。

また、②は1999年からプロットが始まっており、1999年に創設されたマザーズとわかる。仮にマザーズの創設年次がわからなくても、「ジャスダック市場の上場会社数には前身の店頭登録会社数を含む」という問題文から、ジャスダックの歴史が一番長いと気づけば、①がジャスダックとわかる。

よって、イが正解である。

上場審査基準	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 25 年度 第 21 問

東京証券取引所では、成長企業向け市場であるマザーズのほか、2008 年の金融商品取引法改正を機に導入された「プロ向け市場制度」に基づき TOKYO PRO Market を開設している。

TOKYO PRO Market は、主に投資家として投資に関する知識や経験があり自らの判断で投資行動を行えるプロ（特定投資家）を対象としている。

同市場へ上場する企業は J-Adviser を確保することを要件としている。J-Adviser は、上場を希望する企業の上場適格性を評価するとともに、上場までの過程において助言・指導を行い、上場後も規則遵守や情報開示をサポートする。このような仕組みにより、上場手続きの簡素化によって迅速な上場が可能となり、情報開示等の規制によるコストを必要最小限に抑えながら成長に必要な長期資金の調達をより円滑に行うことが期待されている。

マザーズと TOKYO PRO Market の特徴を比較した記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 上場基準のうち形式要件としては、マザーズでは利益の額の基準はないが、流通株式数や株主数の基準が存在する。TOKYO PRO Market ではこのような数値基準はない。
- イ 上場後の金融商品取引法上の開示義務については、マザーズでは内部統制報告書、四半期報告書の開示義務はないが、有価証券報告書の開示が求められる。TOKYO PRO Market ではこれらの開示義務はない。
- ウ 上場申請の時期については、マザーズでは上場承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までとするが、TOKYO PRO Market では 2 か月前までに申請しなければならない。
- エ 申請書類に添付される財務諸表等に対する監査法人等の監査は、マザーズでは最近事業年度の監査を受けている必要があるが、TOKYO PRO Market では監査報告書の添付は不要である。

解答	ア
----	---

■解説

TOKYO PRO Market とマザーズとの上場審査基準の相違を問う問題である。

ア：適切である。一般投資家を対象とする成長企業向け市場であるマザーズにおいては、利益の額に関する基準はない。株主数については、300人以上（上場時までに500単位以上の公募を行うこと）という基準がある。流通株式については、流通株式数2,000単位以上、流通株式時価総額5億円以上、流通株式数（比率）上場株券等の25%以上（いずれも上場時見込み）という基準がある。時価総額については、10億円以上（上場時見込み）という基準がある。

これに対して、金融商品取引法に定められる特定投資家（プロ投資家）を対象とするTOKYO PRO Marketにおいては、上場審査基準としての数値基準は設けられていない。

イ：不適切である。マザーズでは、内部統制報告書と四半期報告書の開示義務がある。TOKYO PRO Marketでは、これらの開示義務はない。

ウ：不適切である。上場申請の時期については、マザーズでは上場承認を希望する日の2か月前までであるが、TOKYO PRO Marketでは10営業日前までである。本選択肢の説明は実際とは逆である。

エ：不適切である。マザーズでは、監査報告書について以下の基準を設けている。

- a. 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間を除く）において、「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」
- b. 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書等（最近1年間）において、「無限定適正」
- c. 上記監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」なし

つまり、2年度分は監査を受け、問題がないという監査報告書を得ておく必要がある。一方、TOKYO PRO Marketでは、最近1年間の監査報告書で足りる。

よって、アが正解である。

株式移動等に関する規制	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 28 年度 第 18 問

上場準備中に行われる株式移動等に関する規制についての記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 新規上場申請者の株式を最も多く所有する株主が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の株式を譲り受けた場合には、譲渡価格を新規上場申請のための有価証券報告書において開示する必要はない。
- イ 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において取得した新規上場申請者の株式については、当該末日から起算して1年前より前に発行された新株予約権を行使して取得したものであっても、上場後直ちに売却することはできない。
- ウ 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の特別利害関係人が、新規上場申請者の株式を譲り受けると、東京証券取引所への上場は認められない。
- エ 東京証券取引所が適当と認める役員又は従業員に報酬として割り当てられた新株予約権を行使して取得した新規上場申請者の株式については、上場後直ちに売却することができる。

解答	エ
----	---

■解説

上場準備中の株式移動について問われている。

ア：不適切である。アのような特別利害関係人が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の株式を譲り受けた場合、譲渡価格等を新規上場申請のための有価証券報告書において開示する必要がある。

イ：不適切である。新株予約権を行使して取得された株式については、割当を受けた日から上場して6か月間を経過するまで（新株予約権の割当から1年間を経過していない場合は、新株予約権の割当から1年間を経過する日まで）、売却することができないとされる。イでは、「1年前より前に発行された新株予約権」とあるため、上場後直ちに売却することができる。

ウ：不適切である。新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、特別利害関係人が新規上場申請者の株式を譲り受けた場合、そのことを開示する必要がある。東京証券取引所への上場が認められないのではない。

エ：適切である。新規上場申請会社が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行っている場合、その割当を受けた者は、原則として譲受日から上場日の前日まで所有義務を負う。しかし、上場後は直ちに売却することができる。

よって、エが正解である。